

第1回 神戸市立墓園のあり方を検討する有識者会議

日時：令和4年12月27日（火曜）15時30分～

場所：神戸市役所1号館14階AV1会議室

議 事 次 第

1. 開 会
2. 委員紹介
3. 会議の趣旨について
4. 議題
 - (1) 墓地に対する意識の変化
 - (2) 墓地に対するニーズの変化
 - (3) 市立墓園の現状と利用動向
5. 今後のスケジュール
6. 閉 会

【配布資料】

- ・資料1 神戸市立墓園のあり方を検討する有識者会議 委員名簿
- ・資料2 神戸市立墓園のあり方を検討する有識者会議開催要綱
- ・資料3 座席表
- ・資料4 会議の開催趣旨
- ・資料5 今回の議題資料
 - (1) 墓地に対する意識の変化
 - (2) 墓地に対するニーズの変化
 - (3) 市立墓園の現状と利用動向
- ・資料6 今後のスケジュール
- ・参考 神戸市有識者会議傍聴要綱
各墓園の全体図

神戸市立墓園のあり方を検討する有識者会議 委員名簿

氏名	所属	分野
こたに 小谷 みどり	一般社団法人 シニア生活文化研究所 代表理事	死生学 葬送問題
といしば 問芝 志保	東北大学大学院 文学研究科 准教授	宗教学
なかた 中田 ひろやす 裕康	神戸市民生委員児童委員協議会 副理事長	地域福祉関係
ひらい 平井 晶子	神戸大学大学院 人文学研究科 教授	家族社会学 歴史人口学
◎まきむら 榎村 ひさこ 久子	京都女子大学 名誉教授 京都女子大学宗教・文化研究所 客員研究員	環境学 造園学
よこた 横田 睦	公益社団法人 全日本墓園協会 理事・主管研究員	墓地関係

(敬称略・50音順)

※ ◎は座長

神戸市立墓園のあり方を検討する有識者会議開催要綱

令和4年11月11日
健康局長決定

(趣旨)

第1条 社会情勢が変化している中で、墓地に対する市民の意識やニーズが変化してきている状況を受け、本市において将来を見据えた今後の市立墓園における墓地供給や墓地形態のあり方、方向性などについて、専門的な見地から幅広く意見を求めることを目的として、「神戸市立墓園のあり方を検討する有識者会議」（以下「会議」という。）を開催する。

(委員)

第2条 会議に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 専門的知識を有する者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者
- 2 前項の規定により委嘱する委員の人数は、6名以内とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、特定の事項について専門的知識を有する者を臨時委員として委嘱することができる。

(任期)

第3条 委員の任期は、令和5年9月30日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長の指名等)

第4条 健康局長は、委員の中から座長を指名する。

- 2 座長は、会の進行をつかさどる。
- 3 健康局長は、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(会議の公開)

第5条 会議は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、健康局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成13年神戸市条例第29号）第10条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な会議の進行が著しく損なわれると認められる場合
 - (3) 会議を公開することにより、人の生命、身体若しくは健康の保護または生活の安全の確保に支障を生じ、または生じるおそれがあると認められる場合
- 2 会議の傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成25年3月27日市長決定）を適用する。

(関係者の出席)

第6条 健康局長は、必要があると認めるときは、会議への関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(施行細目の委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の開催に必要な事項は、健康局斎園管理課長が定める。

附 則（令和4年11月11日決裁）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年11月11日より施行する。

神戸市立墓園のあり方を検討する有識者会議の開催趣旨

少子高齢化の進展や多死社会の到来などの社会情勢の変化とともに、死生観、家族観、祀る意識など墓地や葬送に対する市民の意識や、墓地の形態を含め墓地に対するニーズが変化してきている状況を受け、将来を見据えた今後の市立墓園における墓地のあり方、方向性などについて、専門的な見地から幅広く意見を求めることを目的として開催する。

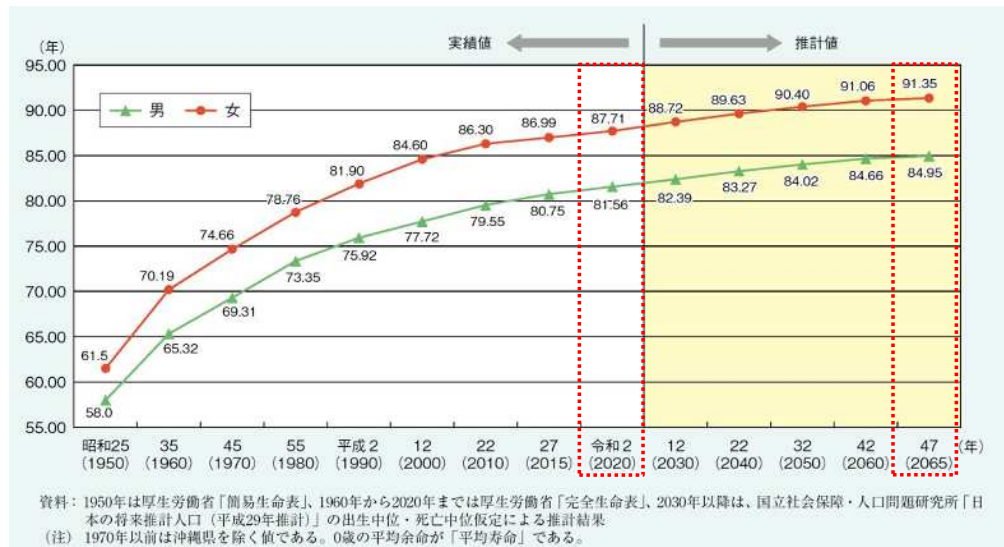
(1) 墓地に対する意識の変化

○死生観・家族観・祀る意識

【人生 100 年時代の到来】

我が国の平均寿命は、令和 2 年（2020 年）現在、男性 81.56 年、女性 87.71 年となっており、今後、男女とも平均寿命は延びて、令和 47 年（2065 年）には、男性 84.95 年、女性 91.35 年（死亡中位仮定）となり、女性は 90 年を超えると見込まれています。

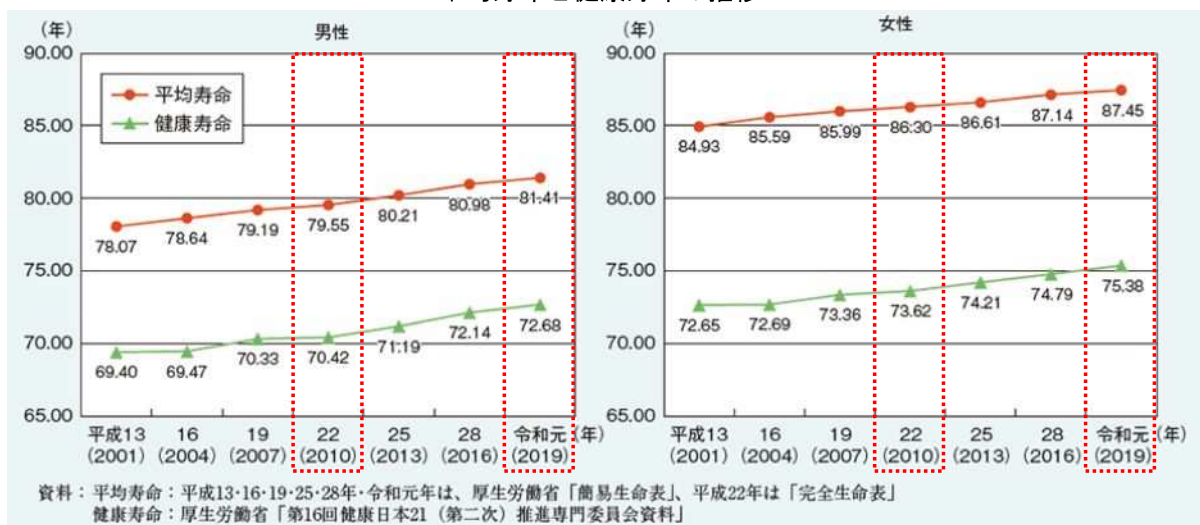
平均寿命の推移と将来の推計値



【平均寿命の伸びを上回る健康寿命の延伸】

日常生活に制限のない期間（健康寿命）は、令和元年（2019 年）時点で男性が 72.68 年、女性が 75.38 年となっており、それぞれ平成 22 年（2010 年）と比べて延びています。さらに、同期間における健康寿命の伸びは、平均寿命の伸びを上回っています。

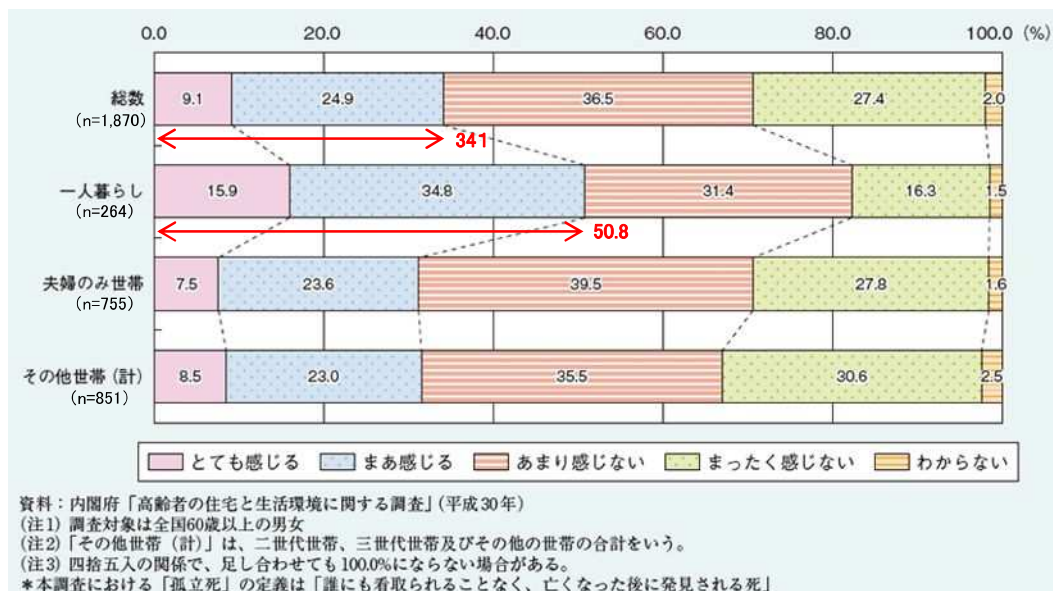
平均寿命と健康寿命の推移



【一人暮らしで突出する孤立死を身近に感じる割合】

孤立死（誰にも看取られることなく、亡くなった後に発見される死）を身近な問題だと感じる（「とても感じる」と「まあ感じる」の合計）人の割合は、60歳以上の者全体では34.1%となっていますが、一人暮らし世帯では50.8%と5割を超えています。

60歳以上の者の孤立死を身近な問題と感じるものの割合



【高齢者の家族・親族の中での役割が減少】

家族や親族内での役割をみると、令和3年（2021年）では、「家事を担っている」（44.4%）が最も高く、次いで、「家族・親族の相談相手になっている」（29.4%）、「家族の経済的な支え手（かせぎ手）である」（21.6%）となっています。

「特に役割はない」という者は25.8%となっており、平成26年（2014年）と比較すると増加しています。

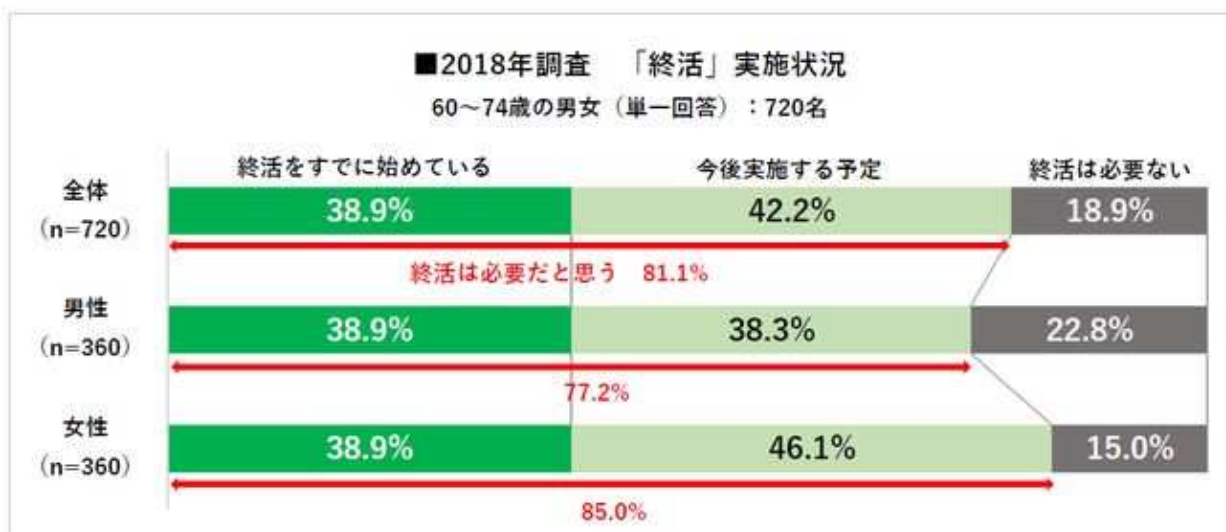
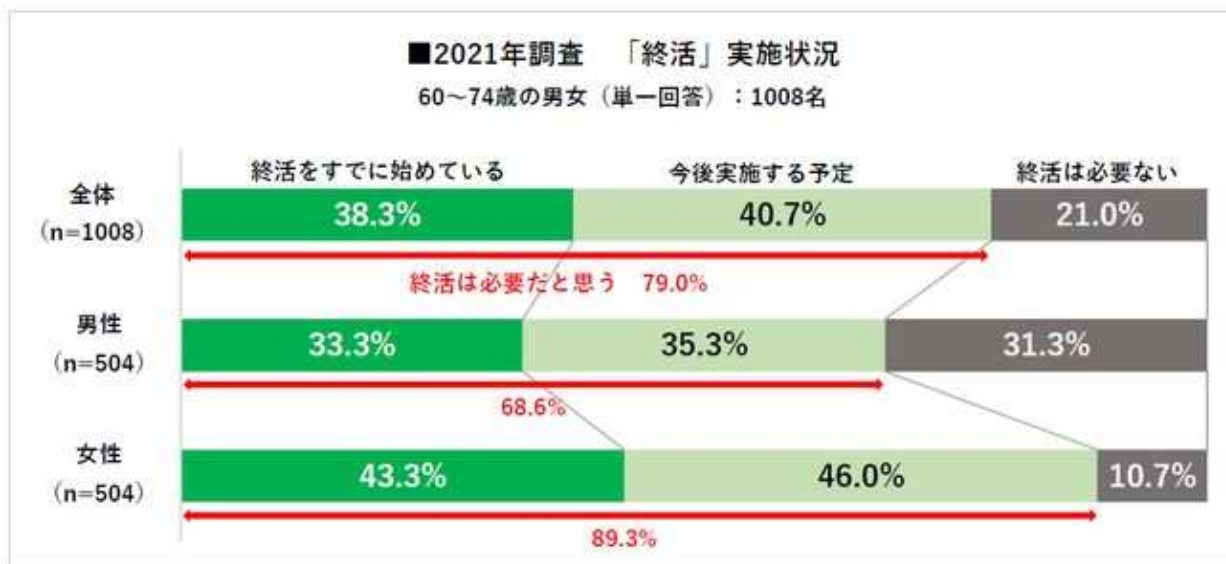
60歳以上の者の家族や親族内での役割（複数回答）

	n	家事を担っている (%)	家族・親族の相談相手になっている (%)	家族の経済的な支え手（かせぎ手）である (%)	家族や親族の中での役割（め）である（ま）と関係 (%)	世話や家族や介護を担っている (%)	小さな子どもを世話している (%)	その他 (%)	特に役割はない (%)	不明・回答なし (%)
令和3年	2,435	44.4	29.4	21.6	17.3	8.6	6.8	1.3	25.8	1.1
平成26年	3,893	48.1	41.0	29.3	23.1	12.0	11.9	1.8	13.6	8.5

出典：令和3年度 高齢者の日常生活・地域社会への参加に関する調査結果（内閣府）
 調査対象者：全国の60歳以上（令和3年11月1日現在）の男女
 調査期間：令和3年12月6日～12月24日
 調査方法：郵送調査法
 標本数：男女合わせて4,000人

【「終活」の浸透】

「終活」という言葉が初めてメディアに登場したのは、平成 21 年（2009 年）の『週刊朝日』（朝日新聞出版）の連載記事といわれています。令和 3 年（2021 年）および平成 30 年（2018 年）の調査で「終活は必要だと思う」はともに約 80%、「終活をすでに始めている」はともに約 40%となっています。近年、終活の必要性は社会に浸透し、意識した行動を行う高齢者が多く存在することがわかります。

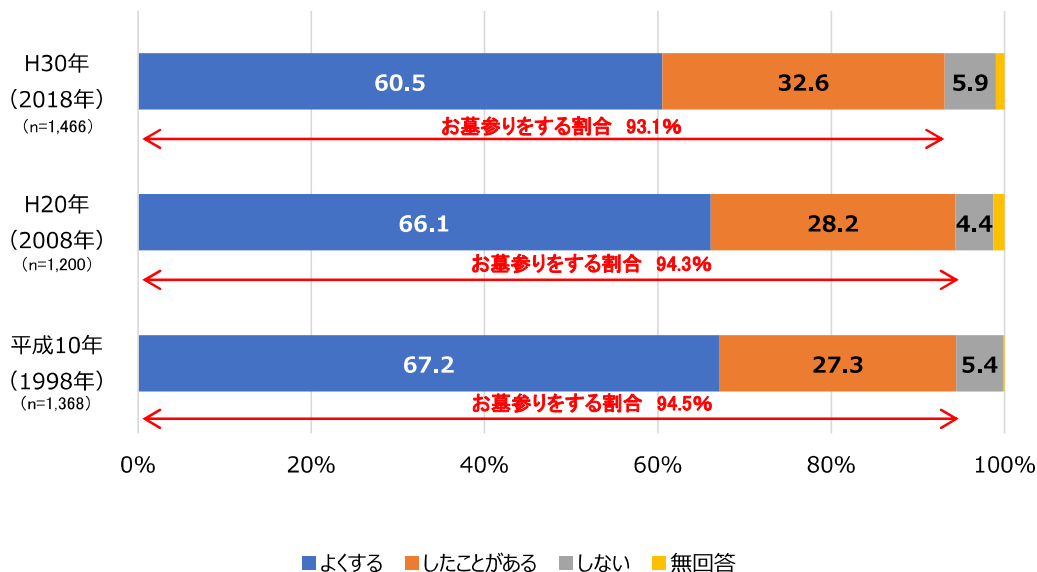


調査名：終活に関する意識調査
 調査元：（株）ハルメクホールディングス 生きかた上手研究所
 調査対象者：60～74歳の男女
 調査方法：WEB アンケート
 調査期間：2021年3月2日～3月3日
 回答数：1008件

【お墓参りに対する意識が低下】

お盆やお彼岸にお墓参りをする割合は、「よくする」と「したことがある」を合わせると、9割以上となっています。経年で比較すると、「よくする」の割合が低下し、「したことがある」の割合が増加しています。

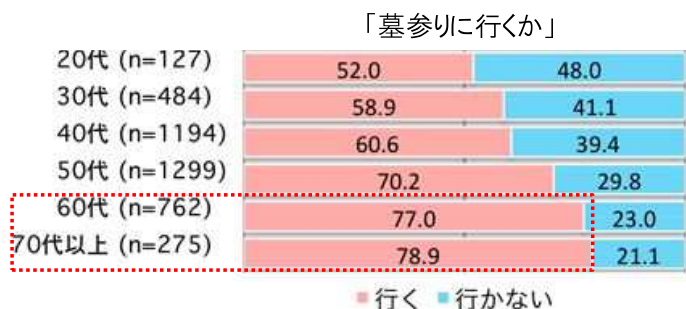
18歳以上の者のお盆やお彼岸にお墓参りをする割合



調査名：宗教に関する意識調査
 調査元：国際比較調査グループ ISSP
 調査対象者：全国区 18 歳以上の男女
 調査方法：配布回収法
 調査期間：2018 年 10 月 27 日～11 月 4 日
 回答数：1466 件

【墓参りに行く人の高齢化】

墓参りに行く割合は年齢が上がるごとに増加しており、よく墓地に行く利用者には比較的高齢の方が多いたことが予想されます。



調査名：「お墓参り」に関するアンケート
 調査元：インターワイヤード株式会社
 調査期間：2016 年 6 月 7 日～24 日
 回答数：4,141 件

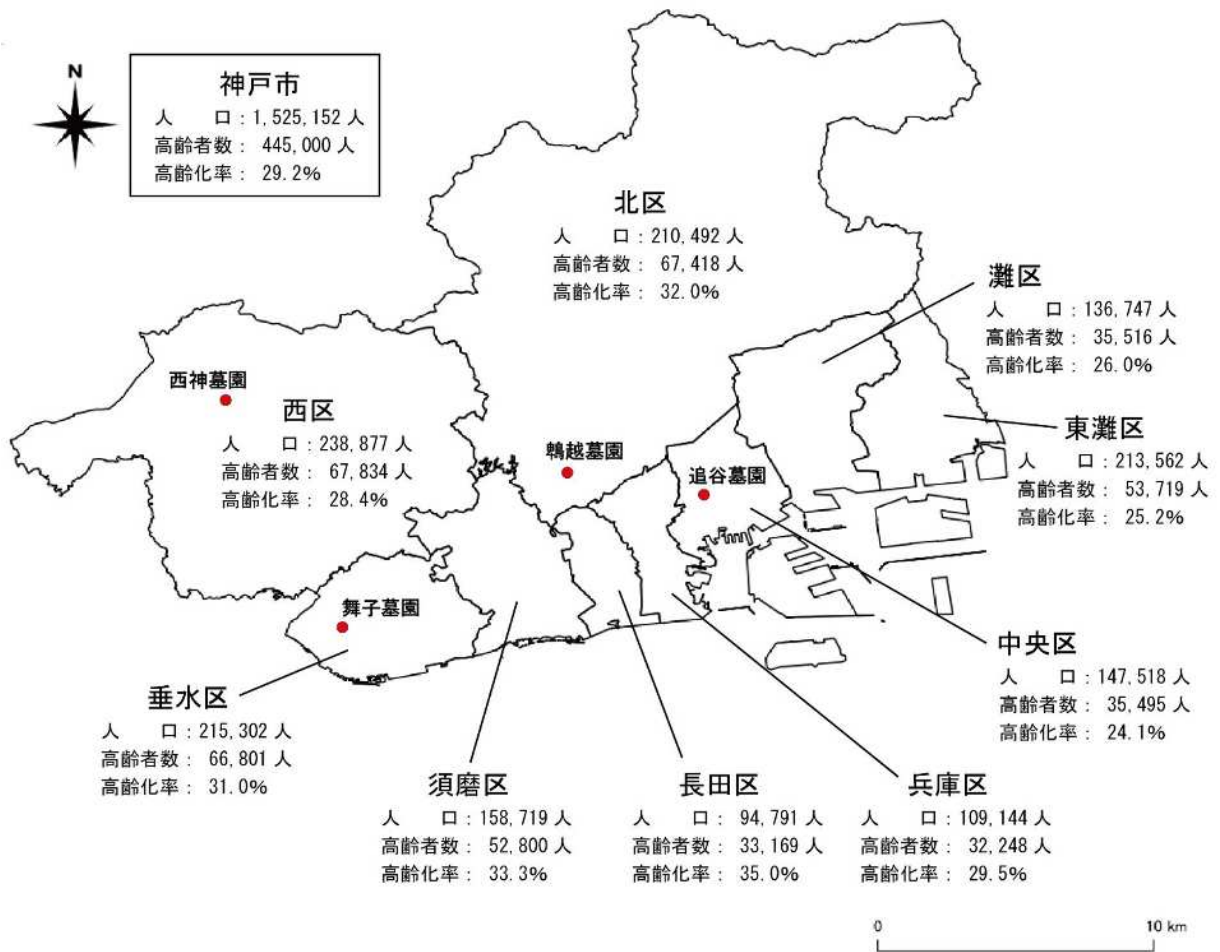
(2)墓地に対するニーズの変化

①社会情勢の変化

【令和2年(2020年)の市内各区の高齢者人口および高齢化率】

令和2年(2020年)において、神戸市内で最も高齢者(65歳以上)の多い区は西区(67,834人)、最も高齢化率が高い区は長田区(35.0%)です。一方、最も高齢者数の少ない区は兵庫区(32,248人)、最も高齢化率が低い区は中央区(24.1%)です。

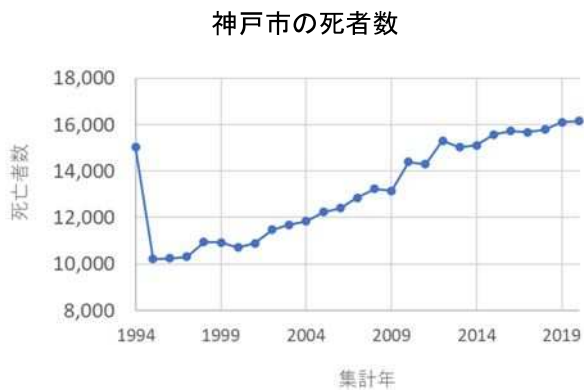
市内各区の人口、高齢者人口、高齢化率(令和2年(2020年))



※総務省「国勢調査」

【増加する死亡者数】

市内の死亡者数はゆるやかな増加傾向にあり、今後 20 年間の間は増加し、その後は増減を繰り返しながら推移すると予測されます。



※総務省「住民基本台帳人口移動報告」

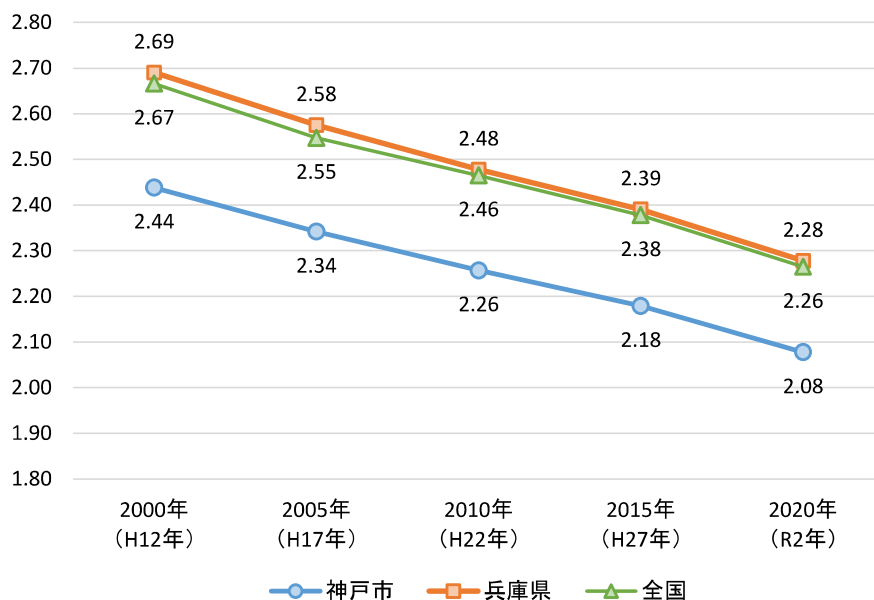


※神戸市資料

【減少する1世帯当たりの人員数】

市内の1世帯当たりの人員数は全国とほぼ同じ推移で減少しています。また、1世帯当たりの人員数は全国および兵庫県の数値を下回っています。

神戸市の1世帯当たりの人員数 (全国、兵庫県と比較)



※総務省「国勢調査」

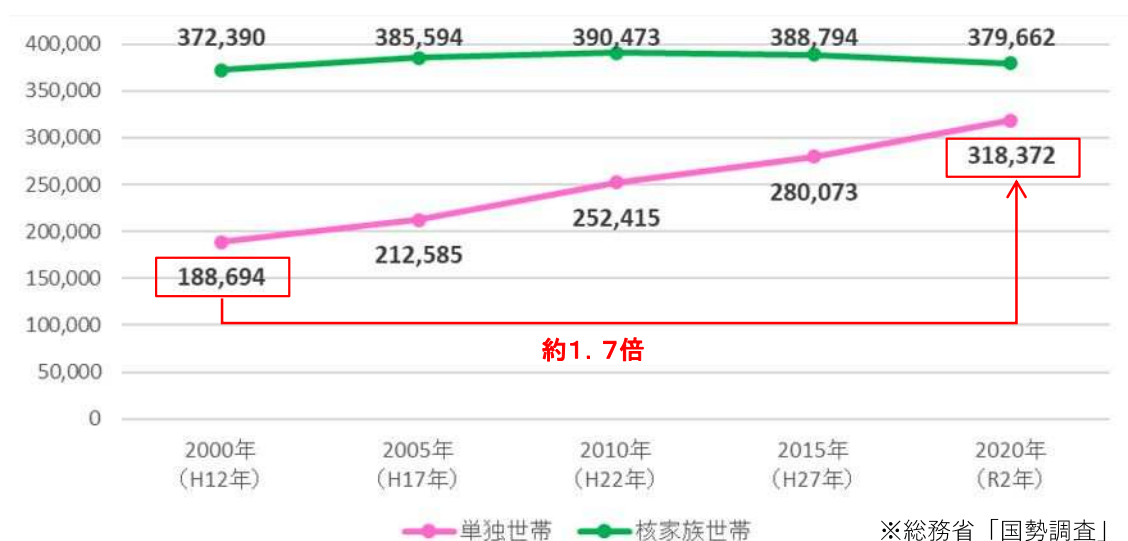
【進む単身化、増加する高齢者のみ世帯】

市内の単独世帯数は増加傾向にあり、2000年（平成12年）から2020年（令和2年）の20年間で約1.7倍となっています。一方、核家族世帯数は2010年（平成22年）の390,473世帯をピークに下降傾向にあります。

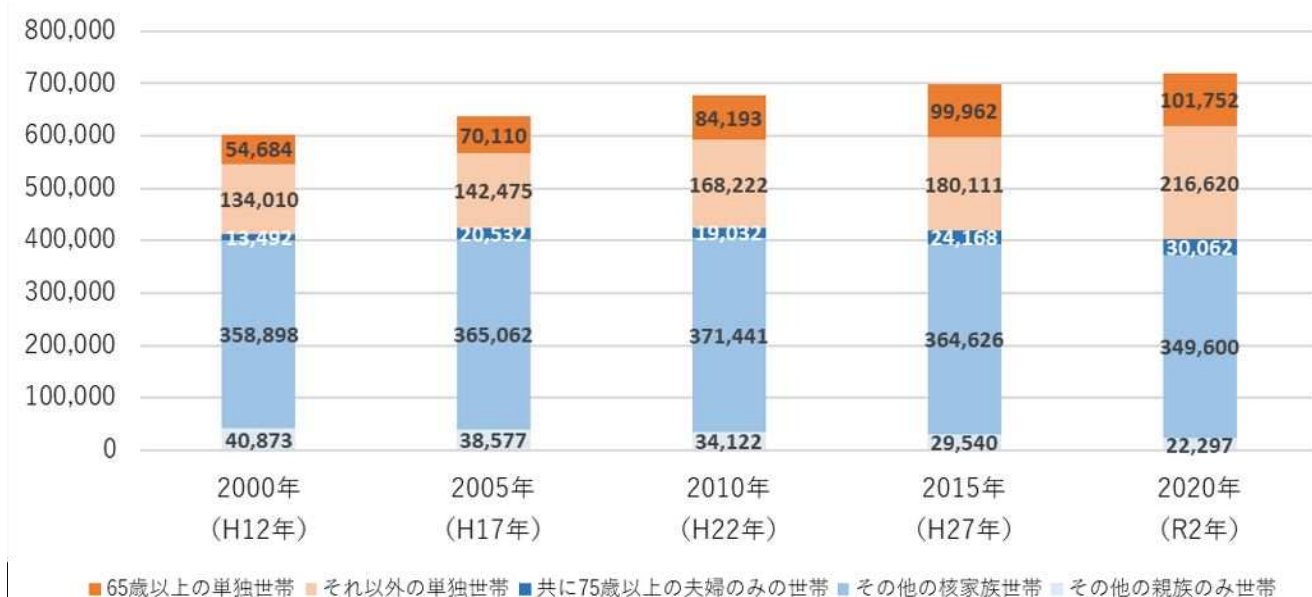
市内の高齢単独世帯（65歳以上の単独世帯）および高齢者夫婦世帯（共に75歳以上の夫婦のみの世帯）は、どちらも増加傾向にあります。

高齢単独世帯が単独世帯に占める割合はここ20年で33%付近を推移しています。また、高齢者夫婦世帯が核家族世帯に占める割合は上昇傾向にあり、2020年（令和2年）は7.9%となっています。

神戸市の単独世帯及び核家族世帯の累計



神戸市の世帯における高齢世帯



【令和2年(2020年)の政令指定都市中の高齢者のみ世帯】

令和2年(2020年)において、神戸市の65歳以上の単独世帯率(65歳以上のいる世帯に対する割合)は、大阪市に続く政令指定都市中2位となっています。なお、85歳以上の単独世帯率は政令指定都市中1位となっています。

夫婦ともに75歳以上の世帯率は、令和2年(2020年)において、政令指定都市中6位となっています。

政令指定都市の65歳以上のいる世帯に対する割合

	65歳以上のいる世帯に対する割合					
	65歳以上の単独世帯率			夫婦ともに75歳以上の世帯率		
	2000年(H12年)	2010年(H22年)	2020年(R2年)	2000年(H12年)	2010年(H22年)	2020年(R2年)
全国	20.2%	24.8%	29.6%	3.8%	7.0%	9.7%
札幌市	26.1%	31.6%	35.1%	① 5.0%	① 8.8%	10.2%
仙台市	19.3%	24.0%	28.9%	3.9%	7.4%	9.4%
さいたま市	—	23.8%	28.6%	—	6.7%	10.7%
千葉市	21.9%	25.2%	30.0%	3.7%	6.5%	① 11.7%
横浜市	22.0%	27.1%	32.4%	4.2%	7.9%	② 11.2%
川崎市	22.8%	29.2%	33.2%	4.1%	7.1%	9.7%
相模原市	17.6%	23.1%	28.1%	3.6%	6.0%	10.84%
新潟市	17.9%	19.1%	24.4%	1.2%	6.4%	8.3%
静岡市	15.9%	20.4%	26.7%	3.1%	6.2%	9.2%
浜松市	14.4%	17.6%	23.4%	2.9%	6.1%	8.9%
名古屋市	25.0%	30.7%	34.7%	4.0%	7.2%	9.9%
京都市	28.6%	31.5%	36.1%	4.4%	7.4%	10.0%
大阪市	① 33.7%	① 41.1%	① 45.0%	4.0%	6.4%	8.7%
堺市	25.4%	29.6%	34.1%	3.7%	6.5%	③ 11.0%
神戸市	② 30.3%	② 34.7%	② 36.6%	⑥ 4.4%	⑥ 7.8%	⑥ 10.82%
岡山市	23.1%	26.2%	30.1%	4.3%	② 8.1%	10.3%
広島市	27.0%	29.8%	32.7%	② 4.8%	7.7%	10.9%
北九州市	29.0%	32.2%	35.6%	③ 4.6%	8.0%	10.5%
福岡市	③ 29.4%	③ 34.6%	③ 36.5%	4.1%	6.8%	8.7%
熊本市	25.0%	26.9%	30.2%	4.5%	③ 8.1%	9.5%

※総務省「国勢調査」

【墓地需要推計】

将来的に必要な墓地の数を把握するため、二種類の推計方式から墓地需要数の推計を行いました。その結果、年平均では、大阪府方式で約 3,000～4,000 基ずつ、森岡方式で約 2,000～4,000 基ずつ、新たな墓地需要が発生すると予測されます。死亡者数の増減をもとに計算する大阪府方式における需要発生数が増加を続けるのに対し、世帯数の増減をもとに計算する森岡方式における需要発生数は減少傾向にあります。なお、大阪府方式における「墓地需要率」や「定住志向率」などの係数についてトレンド変化を加味した場合、年平均約 2,000～3,000 基とやや減り、長期的な傾向としても減少傾向になります。

神戸市の墓地需要推計（毎年、新たに発生すると予測される数）

期間		大阪府方式		森岡方式
		通常	トレンド加味(参考)	
令和 2～7 年	2020～2025 年	3,113	3,113	3,914
令和 7～12 年	2025～2030 年	3,414	2,856	3,914
令和 12～17 年	2030～2035 年	3,676	3,075	3,255
令和 17～22 年	2035～2040 年	3,859	2,815	3,126
令和 22～27 年	2040～2045 年	3,760	2,449	2,270
令和 27～32 年	2045～2050 年	3,712	2,417	2,270
令和 32～37 年	2050～2055 年	3,774	2,229	1,726
令和 37～42 年	2055～2060 年	3,857	2,089	※
令和 42～47 年	2060～2065 年	3,880	1,943	※

単位：基/年

※森岡方式は世帯数の変動を前提として、墳墓等必要数の推計をするものである。世帯数が減少すると、この推計需要数の値も「－」（マイナス）となるが、これは「新たな墳墓等の需要数が生じなくなる」のであって、直ちに既存の墳墓等の減少をすることを意味するものではない。従って、令和 37～42 年および令和 42～47 年については「※」と表記を行っている。

墓地需要推計方式

推計方式①：大阪府方式の算出方法（死亡者数と墓地需要が連動する方法）

将来必要数（A）＝ 推定死亡者数 × 墓地需要率 × 定住志向率

将来必要数（B）＝ 推定死亡者数 × 傍系世帯率 × 定住志向率

墓地需要数 ＝ { 将来必要数（A）＋ 将来必要数（B） } ÷ 2

推定死亡者数…神戸人口ビジョン〔改定版〕（令和2年）における推計値（推計は国立社会保障・人口問題研究所が示す手法に基づく）

墓地需要率…神戸市ネットモニターアンケート（令和4年）において「（墓地の取得を）希望する」と回答した方の割合 ※「トレンド加味」の推計においては平成27年（25.4%）と令和4年（19.6%）の結果をもとに近似式を算出し、意向の変化を推計して各年の仮定値として採用

定住志向率…神戸市ネットモニターアンケート（平成27年および令和4年）において「住み続けたい」と回答した方の割合 ※「トレンド加味」の推計においては平成27年（88.9%）と令和4年（76.5%）の結果をもとに近似式を算出し、意向の変化を推計して各年の仮定値として採用

傍系世帯率…平成27年度神戸市ネットモニターアンケート「現時点でお墓を守る立場にない」と回答した方の割合（25.2%）

推計方式②：森岡方式の算出方法（世帯数と墓地需要が連動する方法）

墓地需要期間（A）＝ 1 / （世帯平均人員 × 死亡率）

年平均墓地需要数（B）＝ 親族世帯増加数 ÷ 墓地需要期間（A）

＝ 親族世帯増加数 × 1世帯平均人員 × 死亡率

親族世帯の増加数及び世帯平均人員…親族世帯について1965年～2005年までの国勢調査における実績値から近似式を用いて比率を算出、得られた比率を2010年以降の一般世帯数の実績値及び推計値に掛け合わせて算出

死亡率…人口動態統計及び神戸人口ビジョン〔改定版〕（令和2年）における各年の死亡者数を人口で除した値から算出

②多様化する墓地形態

【利用者ニーズに合わせた形態が台頭】

転居が多いなど生活面でのニーズや、死後残したいものなど個人の意向の面でのニーズに対応した墓地が台頭し、お墓の「一カ所に変わらず存在する」というありかたに変化が表れています。

項目	事例	詳細
合葬墓	<p>【公営】 鶴越合葬墓（神戸市）、 横浜市営墓地：メモリアルグリーン（神奈川県横浜市）</p>  <p>鶴越合葬墓</p>	<p>合葬墓とは、他の方の遺骨と一緒に納骨する一つの大きなお墓を指します。多くの場合、利用に期限はなく、埋蔵後も維持費はかからずに継続して安置され、遺骨の取り出しはできません。</p>
樹木葬	 <p>(例) 横浜市営墓地メモリアルグリーン (写真奥：合葬式樹木型納骨施設)</p>	<p>樹木葬では、墓地として認可された山林墓地にお骨を埋葬します。一般的には墓石は作らず、植林や杭、花木などを墓標にしますが、ネームプレートなどを設置している樹木葬墓地もみられます。</p>
納骨堂	 <p>イメージ写真</p>	<p>納骨堂とは、骨壺に入れた遺骨を安置する場所です。近年は多層階で大量の納骨壇を設置する施設やお墓参りの際に遺骨を参拝スペースまで運ぶことができる「自動搬送式納骨堂」などがみられます。</p>
月額制・移転可能	<p>【民営】 のうこつぼ/偲墓</p>  <p>民間墓地紹介サイトより引用</p>	<p>月額制の一般墓地あるいは納骨堂であり、提携寺院との提携のうえで設置されるため、寺院間での移転が可能となり、転居等のニーズに対応します。</p>
デジタル化	<p>【民営】 デジタル参拝、お墓2次元コード、ウェブ墓</p>  <p>米国ABCニュースより引用</p>	<p>米国等では2次元コードの付いた墓標が流行しています。故人のデジタル化した思い出の品を格納するWEBサイト上のサービスも存在しています。</p>
散骨・海洋葬	 <p>イメージ写真</p>	<p>散骨とは遺骨を粉末状にした遺灰を、山や海などに撒く供養の形式です。 民間が提供するサービスとしては、船を使い海上にて散骨を行う海洋葬（海洋散骨）が多くみられます。</p>

③ネットモニターアンケート調査

【実施概要】

○令和4年・実施概要

テーマ	墓地について
調査期間	令和4年（2022年）9月8日（木）～9月21日（水）
設問数	全7問（分岐設問除く）
対象モニター数	5,955名
回答モニター数	3,522名（59.1%）

○令和4年・設問内容

問1	あなたは現時点でお墓を持っていますか。（自分・家族を含めて）
問1-1	<p><お墓を持っている方></p> <p>あなたの墓地は、どのような管理運営の墓地ですか。</p> <p>（複数のお墓をお持ちの場合は、普段からよくお参りされているお墓についてお答えください）</p>
問1-2	<p><お墓を持っている方></p> <p>あなたの墓地は、どこにありますか。</p> <p>（複数のお墓をお持ちの場合は、普段からよくお参りされているお墓についてお答えください）</p>
問1-3	<p><お墓を持っている方></p> <p>現在お持ちのお墓を、将来にわたって維持していこうと考えられていますか。</p> <p>（複数のお墓をお持ちの場合は、普段からよくお参りされているお墓についてお答えください）</p>
問2	あなたは神戸市内に（現在お持ちの墓地とは別に）墓地の取得を希望しますか。
問3	<p>（あなたが新しく墓地を取得すると仮定してお答えください）</p> <p>市内に墓地を取得するならば、どのような管理の墓地を取得したいですか。</p>
問4	<p>（あなたが新しく墓地を取得すると仮定してお答えください）</p> <p>市内に墓地を取得するならば、どのような形式の墓地を取得したいですか。</p>
問5	<p>（あなたが新しく墓地を取得すると仮定してお答えください）</p> <p>市内に墓地を取得するならば、取得する際に重視することは何ですか。（主なもの3つまで選択）</p>
問6	今後も神戸市内に居住されますか。
問7	墓地について、ご意見・ご要望があればご入力ください。
回答者情報	性別
	年代
	居住区
	職業

○平成 27 年・実施概要

テーマ	墓地について
調査期間	平成 27 年（2015 年）10 月 15 日～28 日
設問数	全 8 問（分岐設問除く）
対象モニター数	691 名
回答モニター数	503 名（回答率 72.8%）

○平成 27 年・設問内容

問 1	世帯主との続柄を選んでください。
問 2	世帯構成を選んでください。
問 3	今後も神戸市に居住されますか。
問 4	現時点でお墓を守る立場にありますか。
問 5	現時点でお墓を持っていますか（自分・家族を含めて）。
問 5-1	〈お墓を持っている方〉あなたの墓地は、どのような管理運営の墓地ですか。
問 5-2	〈お墓を持っている方〉あなたの墓地は、どこにありますか。
問 5-3	〈お墓を持っている方〉いつごろ取得されましたか。
問 5-4	〈お墓を持っている方〉 墓地の総取得費（使用料、墓石費用等含む）はいくらでしたか。
問 5-5	〈お墓を持っている方〉年間の管理費はいくらですか。
問 5-6	〈お墓を持っている方〉 現在お持ちのお墓を将来にわたって維持していこうと考えられていますか。
問 6	あなたは神戸市内に墓地の取得を希望していますか（現在、神戸市内に墓地をお持ちの方は、新たに希望するかどうか）。
問 6-1	〈神戸市内に墓地の取得を希望する方〉 墓地の取得を希望している理由は何ですか。
問 6-2	〈遺骨がある方〉現在お持ちの遺骨をどうしていますか。
問 6-3	〈神戸市内に墓地の取得を希望する方〉 あなたは墓地をいつごろ取得したいですか。
問 6-4	〈神戸市内に墓地の取得を希望する方〉 どのような管理の墓地を取得したいですか。
問 6-5	〈神戸市内に墓地の取得を希望する方〉 どのような形式の墓地を取得したいですか。
問 6-6	〈神戸市内に墓地の取得を希望する方〉 取得する際に重視することは何ですか。（主なもの 3 つまで選択）。

問6-7	<p><神戸市内に墓地の取得を希望する方></p> <p>あなたが墓地を取得すると想定してお答えください。</p> <p>墓地の総取得費(使用料、墓石費用等含む)はどのくらいが適当とお考えですか。</p>
問7	<p>今後、神戸市においてどのような墓地の供給を増やしていけばよいと思いますか。</p>
問7-1	<p><「合葬型」を選択した方></p> <p>合葬型の場合、直接合葬墓に納める方式と個別に遺骨をいったん保管し一定期間の後に合葬墓に納める方式がありますが、個別に保管する期間としてはどれくらいがよいと思いますか。</p>
問8	<p>墓地について、ご意見・ご要望があればご入力ください。</p>
回答者情報	性別
	年代
	居住区
	職業

【お墓の所有の有無、管理運営、所在地について】

- 市民のうち墓地所持者は**約6割**で**減少傾向**。
- 公営の墓地**を所持する割合が最も多い一方で**減少傾向**。
- 兵庫県外**に墓地を所有する割合が**増加傾向**。

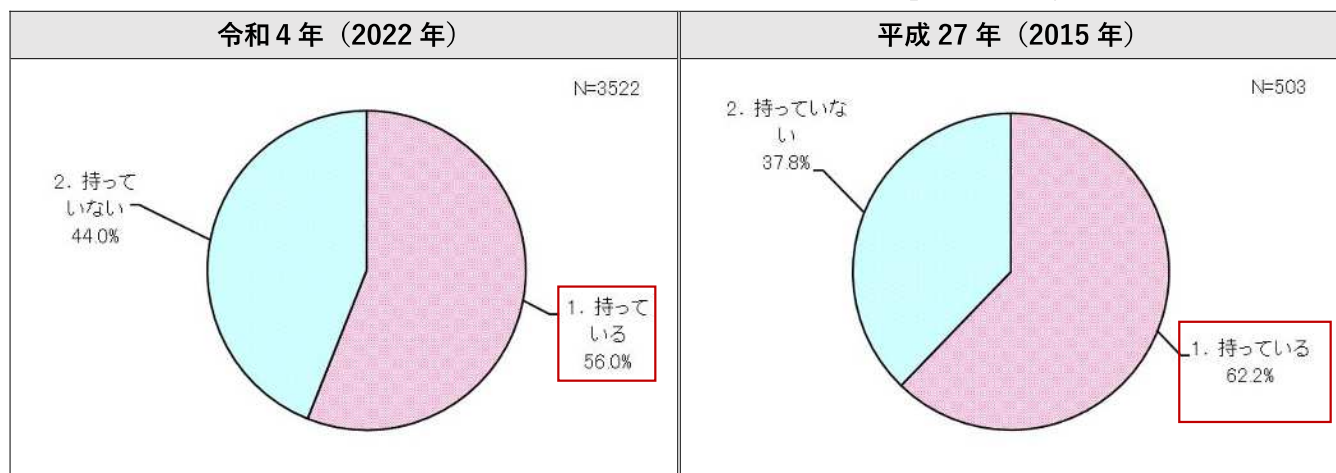
お墓の所有の有無については、「持っている」が約6割となっており、令和4年は平成27年に比べて微減しています。

また、所有するお墓の管理運営は、「公営の墓地」が令和4年と平成27年ともに最も多く、約3割となっていますが、令和4年は平成27年に比べて微減しています。それ以降は、「お寺などの寺院墓地」「霊園などの民間墓地」と続きます。

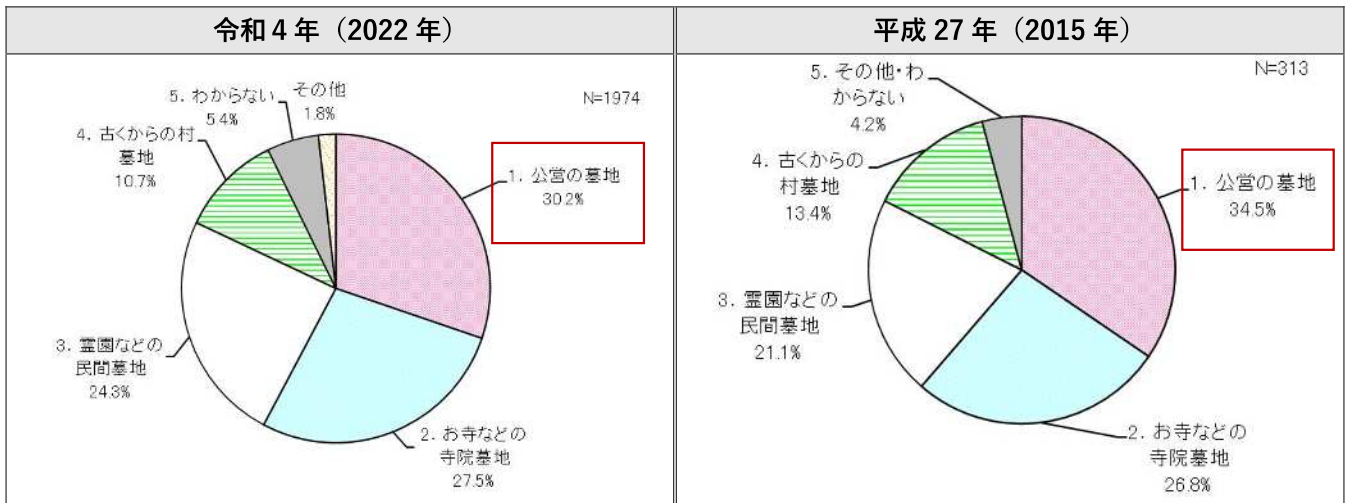
所有するお墓の所在地については、「神戸市内」が最も多く約5割となっています。令和4年は平成27年に比べて「神戸市内」「兵庫県内（神戸市以外）」が微減しており、「兵庫県外」が微増しています。

ネットモニターアンケート

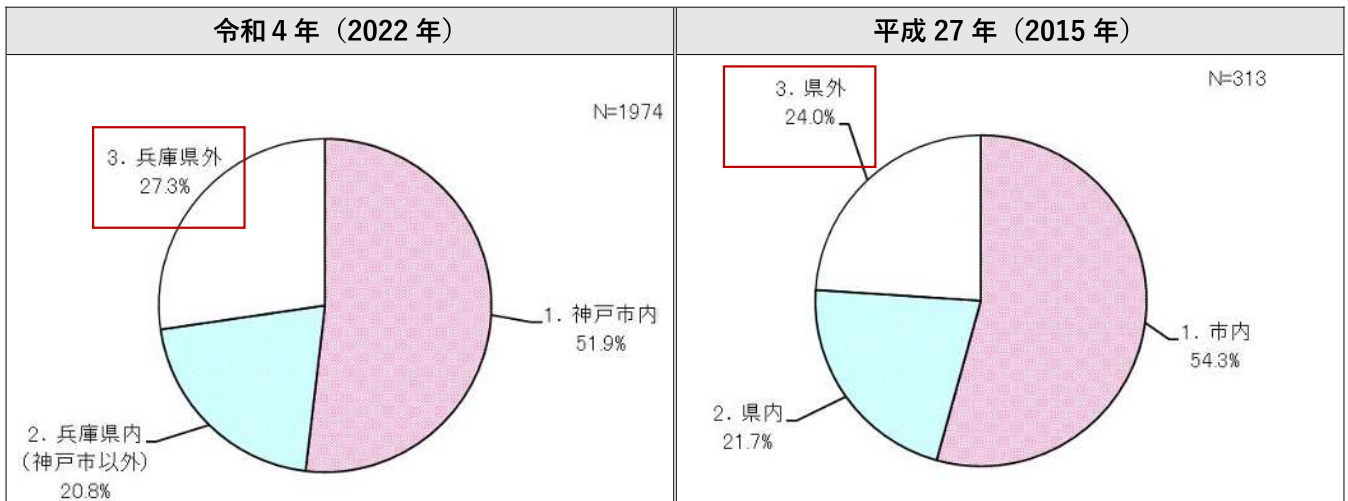
「問：あなたは現時点でお墓を持っていますか（自分・家族を含めて）」の回答結果



「問：あなたの墓地は、どのような管理運営の墓地ですか」の回答結果



「問：あなたの墓地は、どこにありますか」の回答結果



【お墓の維持について】

- お墓の維持について、現時点で**明確に決めていない**人が4割以上で最多。
- 7年間で**墓じまい**を考える割合が**増加傾向**。特に**継承者はいる**が墓じまいを考える傾向が強い。

お墓の維持・継承については、令和4年は「4. 現時点ではわからない」が最多であり、回答者の4割以上を占めています。

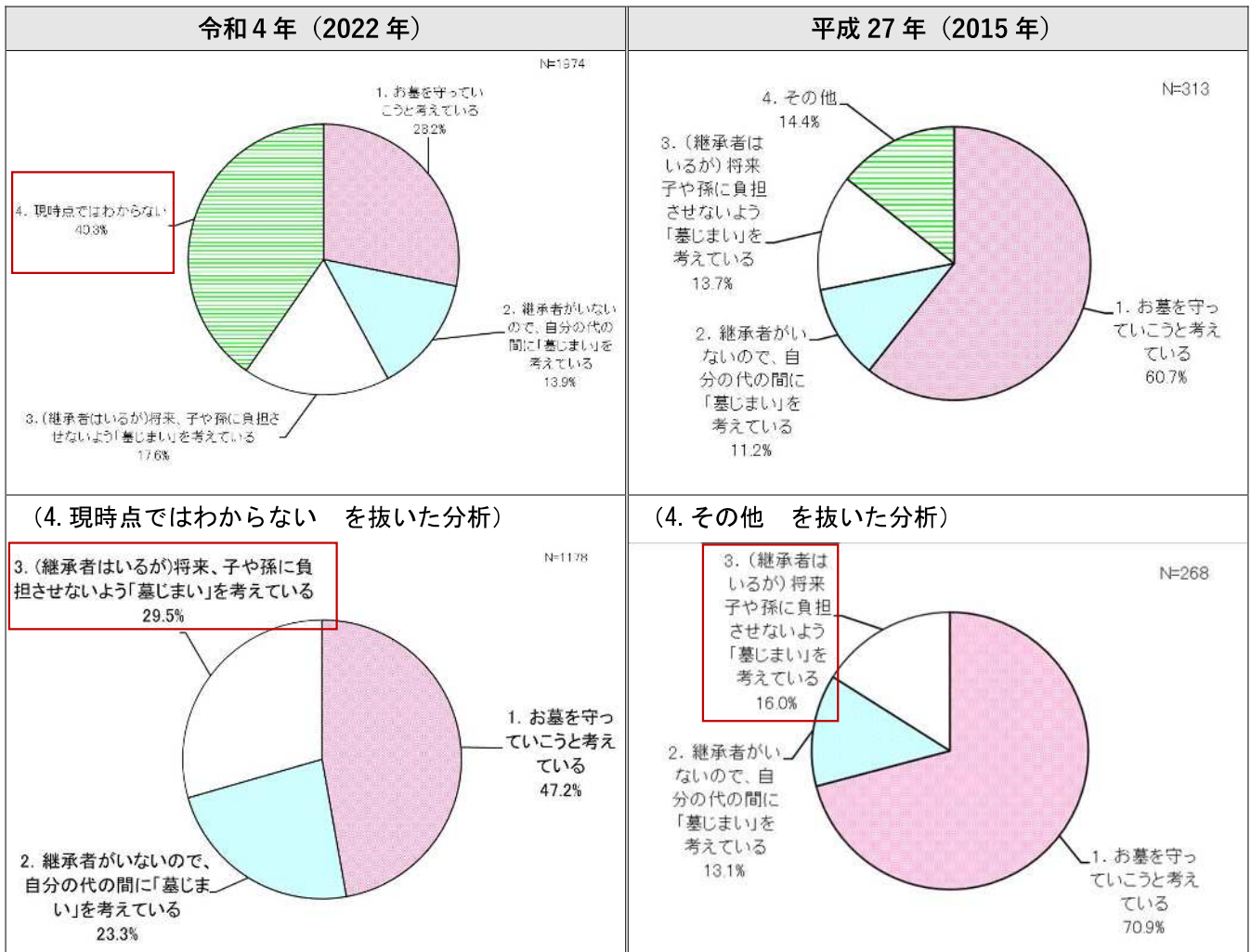
選択肢4（令和4年：4. 現時点ではわからない 平成27年：4. その他）を抜いた分析において、「1. お墓を守っていかうと考えている」を希望する人の割合は平成27年、令和4年ともに最も多くなっていますが、令和4年は平成27年に比べ減少しており、半数を下回っております。

一方、平成27年と比べ最も増加が大きい項目は「3.（継承者はいるが）将来子や孫に負担させないよう『墓じまい』を考えている」であり、倍増に近い増加（16.0%→29.5%）を示しています。

また、「2. 継承者がいないので、自分の代の中に『墓じまい』を考えている」についても、令和4年は平成27年に比べ増加しています。

ネットモニターアンケート

「問：現在お持ちのお墓を、将来にわたって維持していかうと考えられていますか」の回答結果



【希望する管理形態について】

○希望するお墓の管理形態について、現時点で**こだわりがない**人が約5割で最多。

○希望がある人については**市営の墓地**が最も希望されている一方、7年間で**需要は減少**。

希望する墓地の管理主体については、「4.こだわらない」の割合が平成27年、令和4年ともに最も高くなっています。

4.こだわらない 5.その他 の2つの選択肢を抜いた分析では、「1. 市営の墓地」を希望する人の割合は平成27年、令和4年ともに最も多くなっていますが、令和4年は平成27年に比べ減少しています。

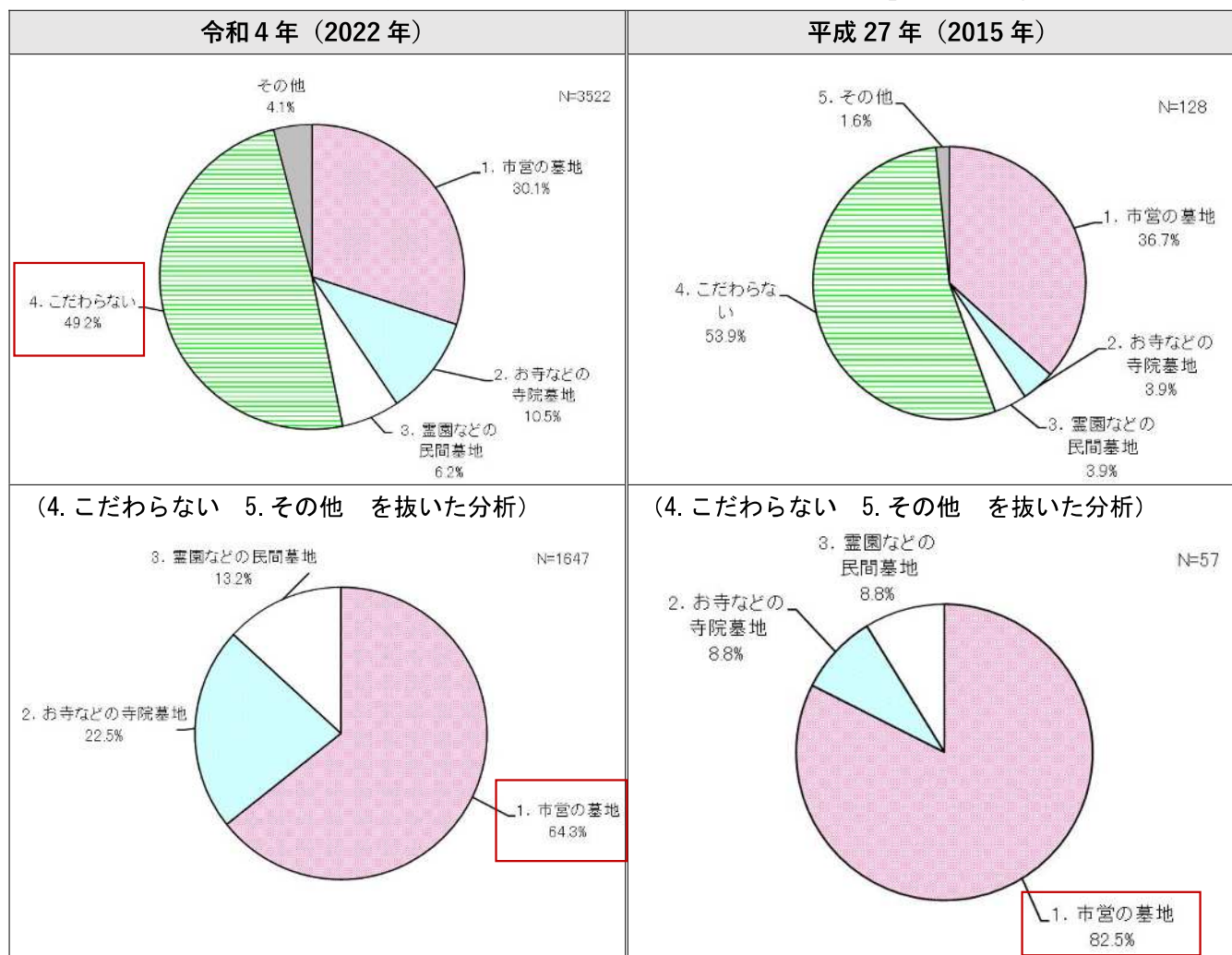
一方、平成27年と比べ最も増加が大きい項目は「2. お寺などの寺院墓地」となりました。

「3. 霊園などの民間墓地」についても、令和4年は平成27年に比べ希望する人の割合は増加しています。

ネットモニターアンケート

「問：（あなたが新しく墓地を取得すると仮定してお答えください）

市内に墓地を取得するならば、どのような管理の墓地を取得したいですか。」の回答結果



【希望する墓地の形態について】

○希望するお墓の形態について、**納骨堂**を希望する人が約4割で最多。

○**一般墓**については、7年間で**人気の低下**が顕著。

希望する墓地の形態について、平成27年には1位：「1. 個々に区画された従来からあるお墓」2位：「2. 納骨堂(遺骨を屋内の納骨壇に安置する施設)」3位：「3. 合葬型のお墓(共同で祀られるお墓)」となりました。

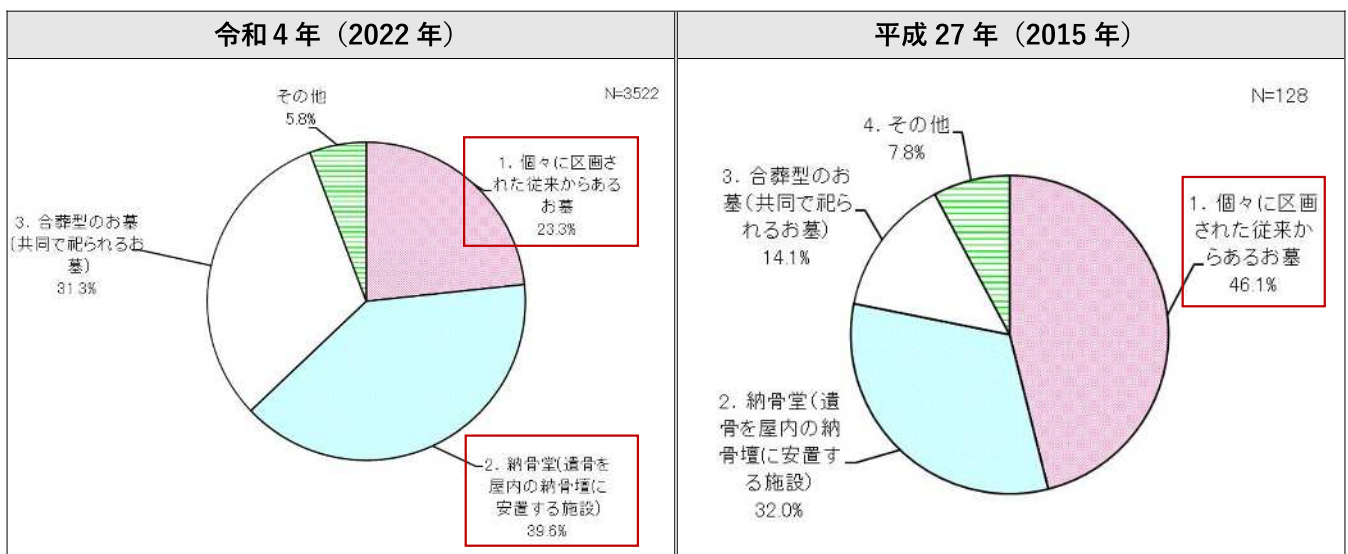
一方、令和4年には1位：「2. 納骨堂(遺骨を屋内の納骨壇に安置する施設)」2位：「3. 合葬型のお墓(共同で祀られるお墓)」3位：「1. 個々に区画された従来からあるお墓」となり、順位の入替わりが見られます。

令和4年は平成27年に比べ減少している項目として「1. 個々に区画された従来からあるお墓」がある一方、平成27年と比べ最も増加が大きい項目は「3. 合葬型のお墓(共同で祀られるお墓)」となりました。

ネットモニターアンケート

「問：(あなたが新しく墓地を取得すると仮定してお答えください)

市内に墓地を取得するならば、どのような形式の墓地を取得したいですか。」の回答結果



参考：神戸市の墓地・納骨堂の経営許可件数

	市立墓園	民間墓地		市立納骨堂	民間納骨堂
		(法人運営)	(地域運営)		
	8 (供用中は4)	70	66	1	79
面積 (㎡)	2,851,169	718,753	136,445	812	8,722
区画数・壇数	—	—	—	328	38,804

【墓地を取得する際に重視すること】

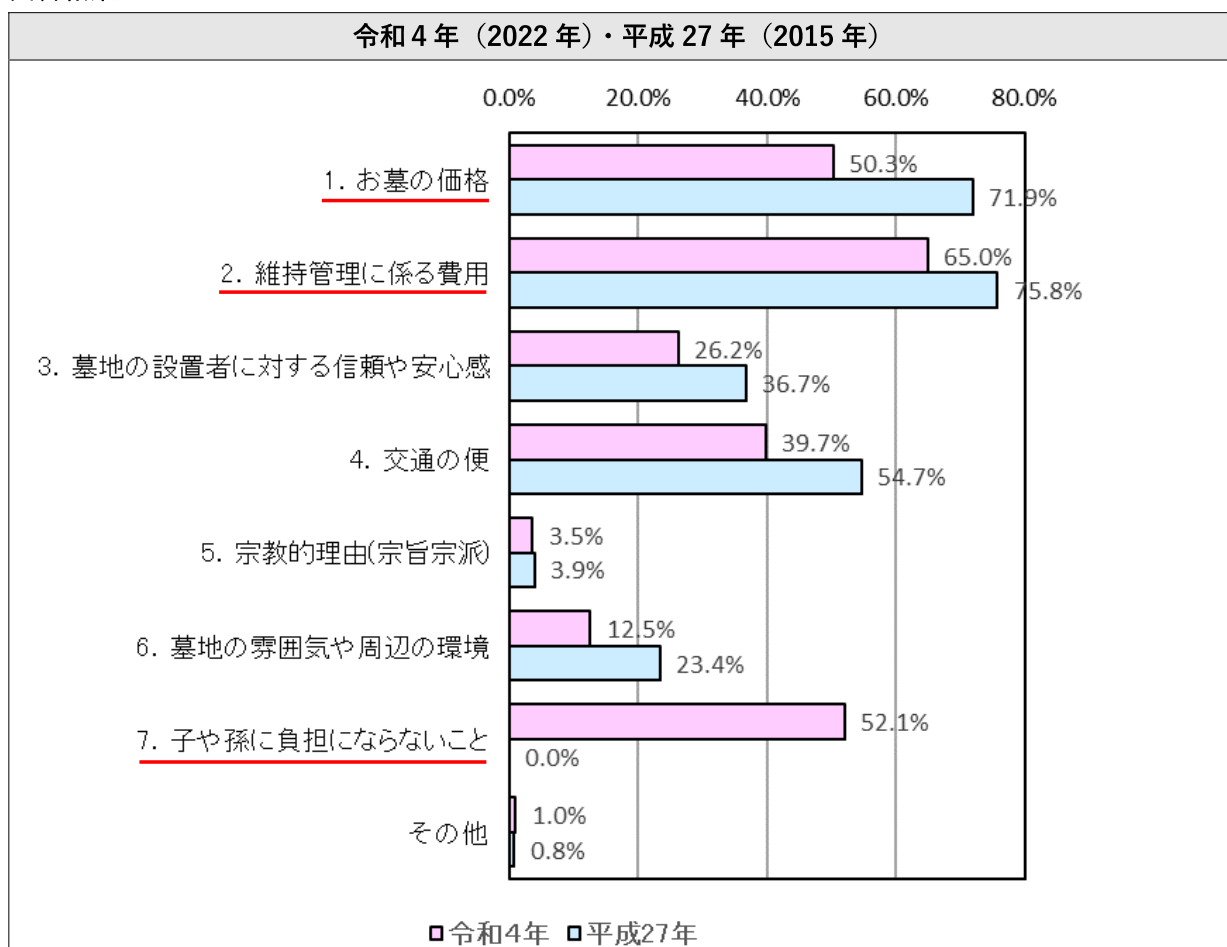
○**料金に関する項目**(維持管理に係る費用やお墓の価格)や**継承の負担に関する項目**(子や孫の負担にならないこと)を挙げる人が多い。

令和4年において、墓地を取得する際に重視することとしては、「維持管理にかかる費用」を挙げる割合が最も高く、65.0%となっています、次いで、「子や孫に負担にならないこと」(52.1%)、「お墓の価格(50.3%)」が続いています。

ネットモニターアンケート

「問：(あなたが新しく墓地を取得すると仮定してお答えください)

市内に墓地を取得するならば、取得する際に重視することは何ですか。」(主なもの3つまで選択)の回答結果



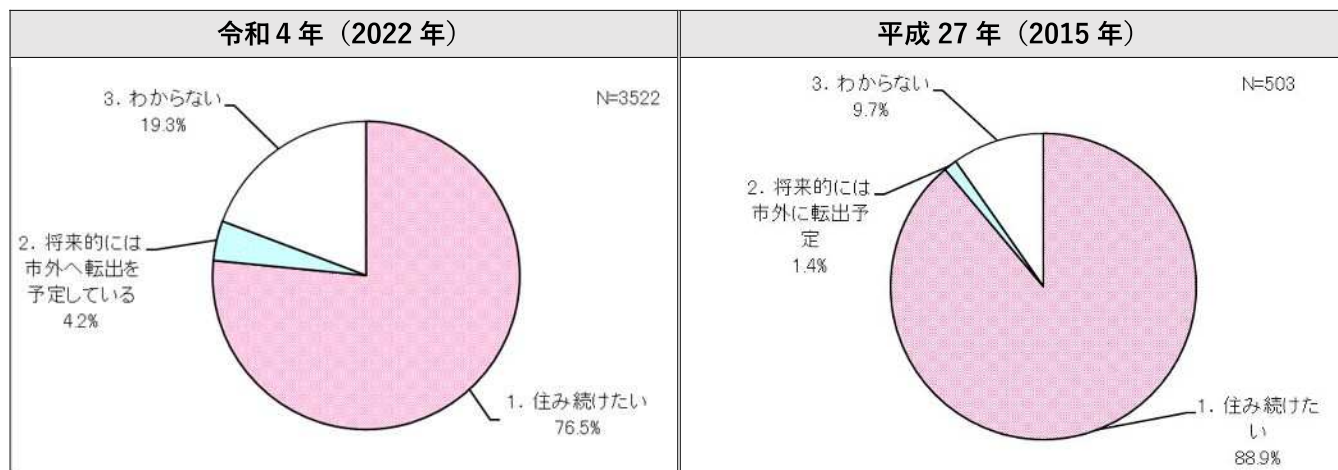
※平成27年と令和4年において、選択肢が対応していない部分があり、選択肢7.「子や孫の負担にならないこと」について、令和4年から新たに追加した項目であるため、平成27年の数値が「0.0%」となっている。

【定住意向】

神戸市における定住意向については、「住み続けたい」を挙げる割合が最も高い一方で、令和4年は平成27年に比べ約12ポイント減少（88.9%→76.5%）しています。「わからない」は平成27年から令和4年にかけて約10ポイント増加（9.7%→19.3%）しています。

ネットモニターアンケート

「問：今後も神戸市に居住されますか。」の回答結果



(3)市立墓園の現状と利用動向

①施設〈合葬墓・納骨堂・区画型〉および規模・区画数

墓園名	鶴越墓園	舞子墓園	西神墓園	追谷墓園
住所	北区山田町下谷 上字中一里山 12-1	垂水区舞子陵 1-1	西区神出町南字 美濃谷 614	中央区神戸港地 方字堂徳山
面積	2,076,422 m ²	415,653 m ²	276,722 m ²	42,863 m ²
開設 年次等	昭和7年3月 (旧墓地)	昭和26年	平成2年4月	大正10年
	昭和38年～ (総合開発)	—	工事：昭和54年 ～平成5年	昭和23年神戸区 から引継
区画数	約53,800区画 【内訳】 一般型 51,200区画 芝生型 2,200区画 規格型 400区画	約6,500区画 【内訳】 一般型 6,200区画 芝生型 300区画	約11,200区画 【内訳】 一般型 10,000区画 芝生型 1,200区画	約3,400区画 【内訳】 一般型 3,400区画
	付帯 施設等	合葬式墓地 (鶴越合葬墓) ・個別安置施設 (約1,600体収容可) ・合葬施設 (約20,000体収容可)	公園墓地 (門扉がない開放型) 納骨堂 ・家族納骨壇 328壇 (うち使用中 約150壇) ・遺骨保管室 約2,500体 保管中	区画型合葬式墳墓 132区画

・墓地の種類

○従来型の墓地・納骨堂

【一般型】	【芝生型】
	
【規格型】（墓石が備え付けられている墓地）	【納骨堂（舞子墓園）】
	

○新たな取組の墓地

【合葬式墓地（鴨越合葬墓）】	
	<p>2018年度（平成30年度）から募集開始。骨壺を個別に10年間安置する個別安置施設とご遺骨を骨袋へ納めて共同で埋蔵する合葬施設を備える。個別安置されたご遺骨も10年経過後（さらに10年延長可）は、合葬施設に移される。当初約1万体制容可能で整備されたが、2021年度（令和3年度）までの使用許可件数が約9,000体を超える状況となったため、同年度に拡張工事を行い、約2万体制容可能とした。</p>
【区画型合葬式墳墓（西神墓園）】	
	<p>2011～2013年度（平成23～25年度）に募集。許可日から30年間は区画型納骨室に収蔵するが、30年後に慰霊碑下の合葬式納骨室に合葬する。132区画中127区画使用中。</p>

②応募状況

【市立墓園の許可件数の減少】

市立墓園の許可件数は概ね減少傾向にあります。倍率については、鶴越墓園の新規区画や西神墓園の再貸付は高い傾向にあります。また、平成30年度からは、鶴越合葬墓の募集を開始しており、多くの利用があります。

市立墓園の墓地募集・応募状況

		2014年度（平成26年度）					2015年度（平成27年度）					2016年度（平成28年度）					2017年度（平成29年度）				
		募集	応募	倍率	許可	成約率(%)	募集	応募	倍率	許可	成約率(%)	募集	応募	倍率	許可	成約率(%)	募集	応募	倍率	許可	成約率(%)
鶴越墓園	新規	102	269	2.64	99	97.1	80	115	1.44	70	87.5	39	78	2.00	37	94.9	44	79	1.80	41	93.2
	区画指定	36	71	1.97	34	94.4	13	30	2.31	8	61.5	11	18	1.64	9	81.8	3	1	0.33	1	33.3
	再貸付	351	194	0.55	236	67.2	339	181	0.53	165	48.7	368	98	0.27	107	29.1	603	208	0.34	163	27.0
	合葬墓	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
舞子墓園	再貸付	—	—	—	—	—	121	206	1.70	79	65.3	40	117	2.93	17	42.5	33	126	3.82	31	93.9
西神墓園	再貸付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	64	148	2.31	59	92.2	77	107	1.39	53	68.8
追谷墓園	再貸付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計		489	534	1.09	369	75.5	553	532	0.96	322	58.2	522	459	0.88	229	43.9	760	521	0.69	289	38.0

		2018年度（平成30年度）					2019年度（令和元年度）					2020年度（令和2年度）					2021年度（令和3年度）				
		募集	応募	倍率	許可	成約率(%)	募集	応募	倍率	許可	成約率(%)	募集	応募	倍率	許可	成約率(%)	募集	応募	倍率	許可	成約率(%)
鶴越墓園	新規	42	40	0.95	30	71.4	42	30	0.71	25	59.5	40	46	1.15	39	97.5	41	73	1.78	34	82.9
	区画指定	6	4	0.67	3	50.0	15	4	0.27	4	26.7	33	8	0.24	7	21.2	17	10	0.59	10	58.8
	再貸付	354	113	0.32	83	23.4	1,013	114	0.11	87	8.6	1,171	94	0.08	81	6.9	1,205	79	0.07	70	5.8
	合葬墓	—	3,169	—	2,786	87.9	—	3,657	—	3,260	89.1	—	2,215	—	1,983	89.5	—	1,488	—	1,290	86.7
舞子墓園	再貸付	41	137	3.34	41	100	98	116	1.18	44	44.9	154	89	0.58	52	33.8	136	70	0.51	34	25.0
西神墓園	再貸付	63	89	1.41	54	85.7	90	100	1.11	66	73.3	124	77	0.62	61	49.2	117	76	0.65	58	49.6
追谷墓園	再貸付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	19	4	0.21	4	—	20	11	0.55	5	25.0
計		522	459	0.88	229	43.9	1,258	364	0.29	226	18.0	1,541	318	0.21	244	15.8	1,536	319	0.21	211	13.7

単位：区画

※「計」について合葬墓は除く

- 新規：新規造成した墓域で初めて募集する墓地
- 区画指定：当選辞退された未使用の新規墓地
- 再貸付：使用されていたが墓石撤去され更地となった墓地

【増加する返還件数】

神戸市立墓園全体において、2015 年度（平成 27 年度）から現在まで返還数が許可数を上回っている状態です。返還数と許可数の差は 2019 年度（令和元年度）に 705 区画と最も大きくなり、直近 2 年は 500 区画付近で推移しています。

また、2018 年度（平成 30 年度）以降、4 墓園（鶴越、舞子、追谷、西神）すべてにおいて返還数が許可数を上回っている状態が続いています。

神戸市立墓園の許可件数・返還件数

	2014 年度 (平成 26 年度)			2015 年度 (平成 27 年度)			2016 年度 (平成 28 年度)			2017 年度 (平成 29 年度)		
	許可	返還	返還数 -許可数	許可	返還	返還数 -許可数	許可	返還	返還数 -許可数	許可	返還	返還数 -許可数
鶴越墓園	369	289	-80	243	368	125	153	410	257	205	423	218
舞子墓園	0	41	41	79	50	-29	17	53	36	31	55	24
西神墓園	0	23	23	0	16	16	59	34	-25	53	43	-10
追谷墓園	0	20	20	0	16	16	0	28	28	0	66	66
その他	—	—	—	—	—	0	—	0	—	—	0	0
計	369	324	-45	322	450	128	229	525	296	289	587	298

	2018 年度 (平成 30 年度)			2019 年度 (令和元年度)			2020 年度 (令和 2 年度)			2021 年度 (令和 3 年度)		
	許可	返還	返還数 -許可数	許可	返還	返還数 -許可数	許可	返還	返還数 -許可数	許可	返還	返還数 -許可数
鶴越墓園	116	618	502	116	705	589	127	553	426	114	517	403
舞子墓園	41	83	42	44	79	35	52	56	4	34	66	32
西神墓園	54	61	7	66	76	10	61	61	0	58	62	4
追谷墓園	0	38	38	0	59	59	4	38	34	5	27	22
その他	—	0	0	—	12	12	—	19	19	—	17	17
計	211	800	589	226	931	705	244	727	483	211	689	478

単位：区画

③利用率

【神戸市立墓園の区画数と利用率】

現在、いずれの墓園についても利用率が約 80%以上となっています。一方、返還数と許可数の差異が拡大していることから、利用率は下降傾向にあることが予測されます。

利用率が最も高いのは西神墓園（98.4%）であり、利用率が最も低いのは追谷墓園（79.3%）となっています。

神戸市立墓園の区画数と利用率（2022 年（令和 4 年）10 月現在）

	使用中	空地	合計	空地率	利用率
鶴越墓園	48,213	5,596	53,809	10.4%	89.6%
舞子墓園	6,095	448	6,543	6.8%	93.2%
西神墓園	11,048	178	11,226	1.6%	98.4%
追谷墓園	2,701	707	3,408	20.7%	79.3%
計	68,057	6,929	74,986	9.2%	90.8%

単位：区画

【神戸市立墓地の市外利用者】

神戸市立墓園を使用する際には、神戸市に引き続き 6 月以上住所を有することが求められます（市立墓園条例）。一方で、市立墓園利用者のうち 24.12%が市外居住者であることから、利用者の転出あるいは市外住民への承継が行われていることがわかります。

このことから、市民のみならず市外利用者における墓地の継承あるいは墓じまい・改葬についても注視する必要があります。

神戸市立墓園の市外利用者数

	市内居住者	市内居住者 割合	市外居住者	市外居住者 割合	使用中区画
鶴越墓園	36,238	75.16%	11,975	24.84%	48,213
舞子墓園	4,397	72.14%	1,698	27.86%	6,095
西神墓園	9,655	87.39%	1,393	12.61%	11,048
追谷墓園	1,350	49.98%	1,351	50.02%	2,701
計	51,640	75.88%	16,417	24.12%	68,057

単位：区画

④使用料

【市立墓園の使用料】

○当初使用料

市立墓園の当初使用料は、一般墓地については取得時の墓石の有無および面積によって決定します。新規区画か再貸付区画かによる使用料の違いはありません。

合葬式墓地に関しては、合葬施設と個別安置施設（10年間期限）及び個別安置期間を延長（10年）する場合は料金設定となっています。

区分		金額 (円)	単位	
一般墓地	墓石が備え付けられていない 区画	4㎡以下	240,000	1㎡
		4㎡を超え6㎡以下	250,000	1㎡
		6㎡を超え9㎡以下	260,000	1㎡
		9㎡を超えるもの	270,000	1㎡
	墓石が備え付けられている区画(規格型)		1,100,000	1箇所
合葬式墓地 (鶴越合葬墓)	個別安置施設(10年間)		100,000	1体
	個別安置施設(さらに10年延長)		50,000	1体
	合葬施設		50,000	1体
	記名板		30,000	1体
区画型合葬式墳墓(西神墓園) ※現在募集していない。		300,000	1体	

○年間使用料

区分		金額(円)	
一般墓地	墓石が備え付けられていない区画	3㎡以下	3,900
		3㎡を超えるもの	3㎡を超える1㎡(1㎡未満切り上げ)につき1,300円の割合で算出した額に3,900円を加算 年間使用量 = (区画面積 - 3) × 1,300 + 3,900
	墓石が備え付けられている区画(規格型)		3,900
納骨堂(舞子墓園) ※現在新規貸付していない。		1壇につき	3,500

⑤市立墓園における課題とその対応

1) 利用者の高齢化への対応

○園内移動手段の改善

・西神墓園は比較的規模が小さいため、路線バスを降りた後の園内移動は、これまでは徒歩であった。しかし利用者の高齢化などを踏まえ、2022年度（令和4年度）から試行的に、お盆（8月11日）、秋彼岸（9月23日）に、園内の移動手段として、ジャンボタクシーの運行を試行的に実施（各日8：30～14：30）したところ、路線バスで来園される方の約半数程度のご利用があった。2023年（令和5年）春彼岸にも実施に向けて調整中。

・鶴越墓園においては、以前から園内墓参バスを運行。

9時～15時台に毎日8本運行（日曜・祝日・年末年始含む）

盆・彼岸においては約15分間隔で随時運行（8：00～16：00）

・舞子墓園については、墓園入口付近及び園内道路上に路線バスのバス停が設置されている。

○施設のバリアフリー化

・トイレの洋式化・バリアフリー化、墓域内の段差解消や、歩道から墓域へのスロープの設置などを順次実施中。

2) 老朽化した施設の更新(近年の主な取組)

【鶴越墓園】

・園内道路・水道のインフラ再整備を2017年度（平成29年度）から6か年で実施中。

・老朽化した参道、休憩所についても順次更新中。

【舞子墓園】

・園内にある老朽化した橋梁の補修工事を2021～2022年度（令和3～4年度）で実施。

【西神墓園】

・墓域外縁部における転落防止柵の更新を順次実施中。

【追谷墓園】

・危険法面の対策工事を2020～2021年度（令和2～3年度）に実施。

3) 無縁墓地への対応

・無縁墓所の疑いのある墓地が増加してきており、以下の手順で無縁改葬の手続きを行っている。

i) 無縁の疑いのある墓所(概ね10年以上使用者が所在不明)について、使用者の戸籍調査を行う。

ii) 戸籍調査の結果、使用者が死亡、行方不明の場合、さらに縁故者調査（※原則として配偶者及び3親等内の親族）を行い、見つかった縁故者に承継意思の有無（無縁改葬処理への同意）の意向調査を行う。

iii) ii)を経て親族からの反応なし又は無縁改葬に同意している場合、当該墓所を無縁墓所と認定し、無縁改葬(無縁改葬公告、墓園使用許可取消)を行う。

・無縁改葬の手続きについては、鶴越墓園を対象に実施しているが、他の墓園においても無縁疑い墓所が増加してきており、対策について、今後、検討を行う必要がある。

参考：無縁墳墓改葬公告実績(平成 22 年度以降)

年度	件数	備 考
2010 年度 (平成 22 年度)	30	改葬公告済、使用許可取消公告済
2011 年度 (平成 23 年度)	103	同上
2012 年度 (平成 24 年度)	112	同上
2013 年度 (平成 25 年度)	134	同上
2014 年度 (平成 26 年度)	56	同上
2015 年度 (平成 27 年度)	85	同上
2016 年度 (平成 28 年度)	54	同上
2017 年度 (平成 29 年度)	27	同上
2018 年度 (平成 30 年度)	31	同上
2019 年度 (令和元年度)	27	同上
2020 年度 (令和 2 年度)	23	改葬公告済
2021 年度 (令和 3 年度)	30	改葬公告中 (2022. 3. 1～)
計	712	

4)新たなニーズへの対応

- ・墓じまいを検討されている方や、将来子や孫に負担をかけさせたくないという利用者のニーズを受けて、新たな形態の墓地として、まずパイロット事業として、西神墓園内に「区画型合葬式墳墓」を 132 区画整備し、2011～2013 年度(平成 23～25 年度)に募集を行った。
- ・続いて、鶴越墓園内に「合葬式墓地(鶴越合葬墓)」を整備し、2018 年度(平成 30 年度)から募集開始した。当初約 1 万体制容可能で整備されたが、人気が高く、許可件数が収容能力の上限に近づいたことから、2021 年度(令和 3 年度)に拡張工事を行い、約 2 万体制容可能とした。
- ・舞子墓園においては、納骨堂(1959 年度(昭和 34 年度)建立)が老朽化しており、周辺を含めた再整備に向けた基本調査を 2020 年度(令和 2 年度)に実施した。

5)墓園手続きにおけるデジタル化対応

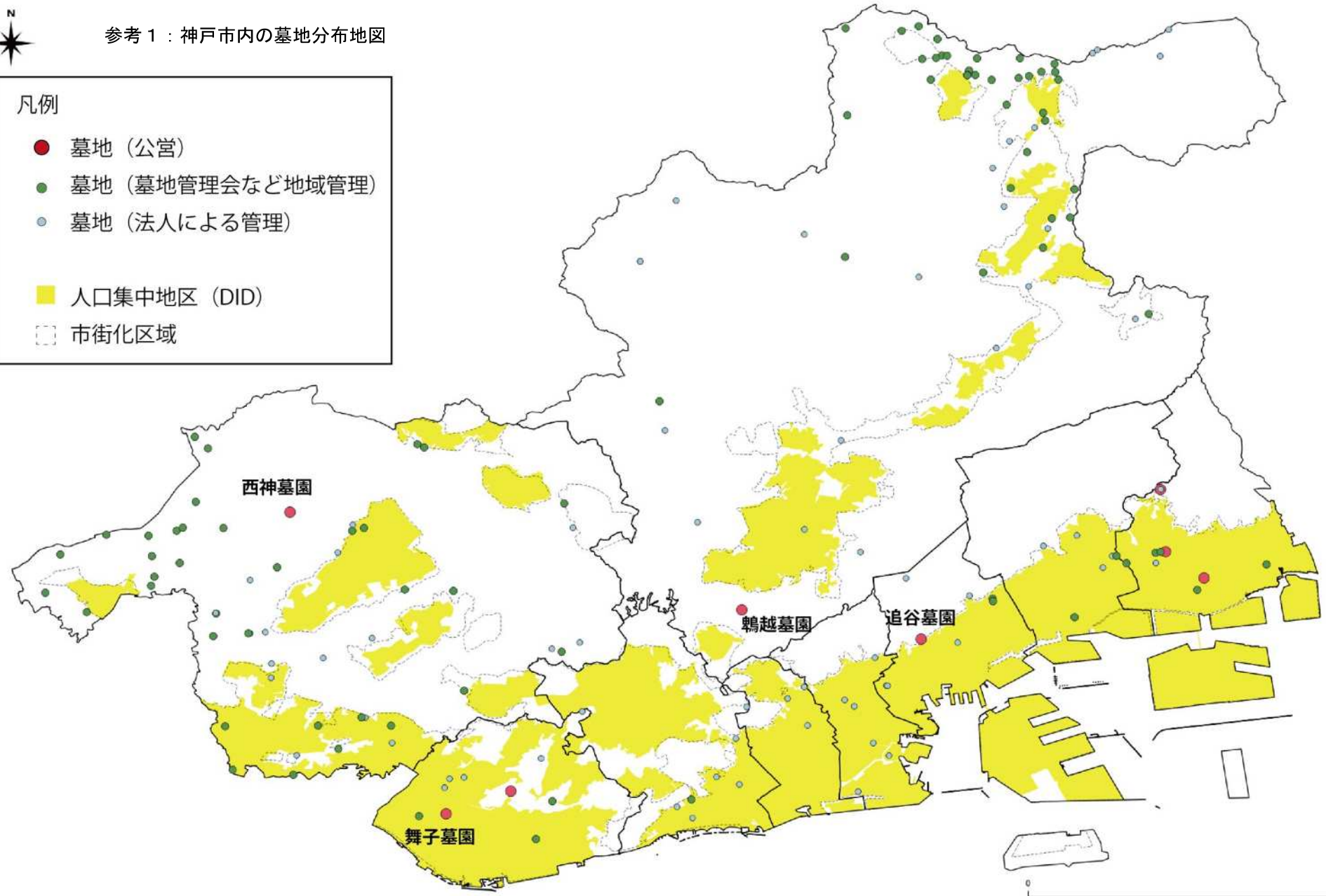
- ・コロナ禍において接触機会を減らすとともに、利用者サービスの向上と事務の効率化を図るため、来所の必要なく非対面で墓園の手続きが行なえるよう手続きのデジタル化を進めている。
- ・現在は使用者募集申込みについて、神戸市スマート申請システム(e-KOBE)を活用し、電子申請を可能とした。今後は、その他の申請・届出についても、可能なものから拡大を行っていく。



参考 1 : 神戸市内の墓地分布地図

凡例

- 墓地 (公営)
- 墓地 (墓地管理会など地域管理)
- 墓地 (法人による管理)
- 人口集中地区 (DID)
- 市街化区域

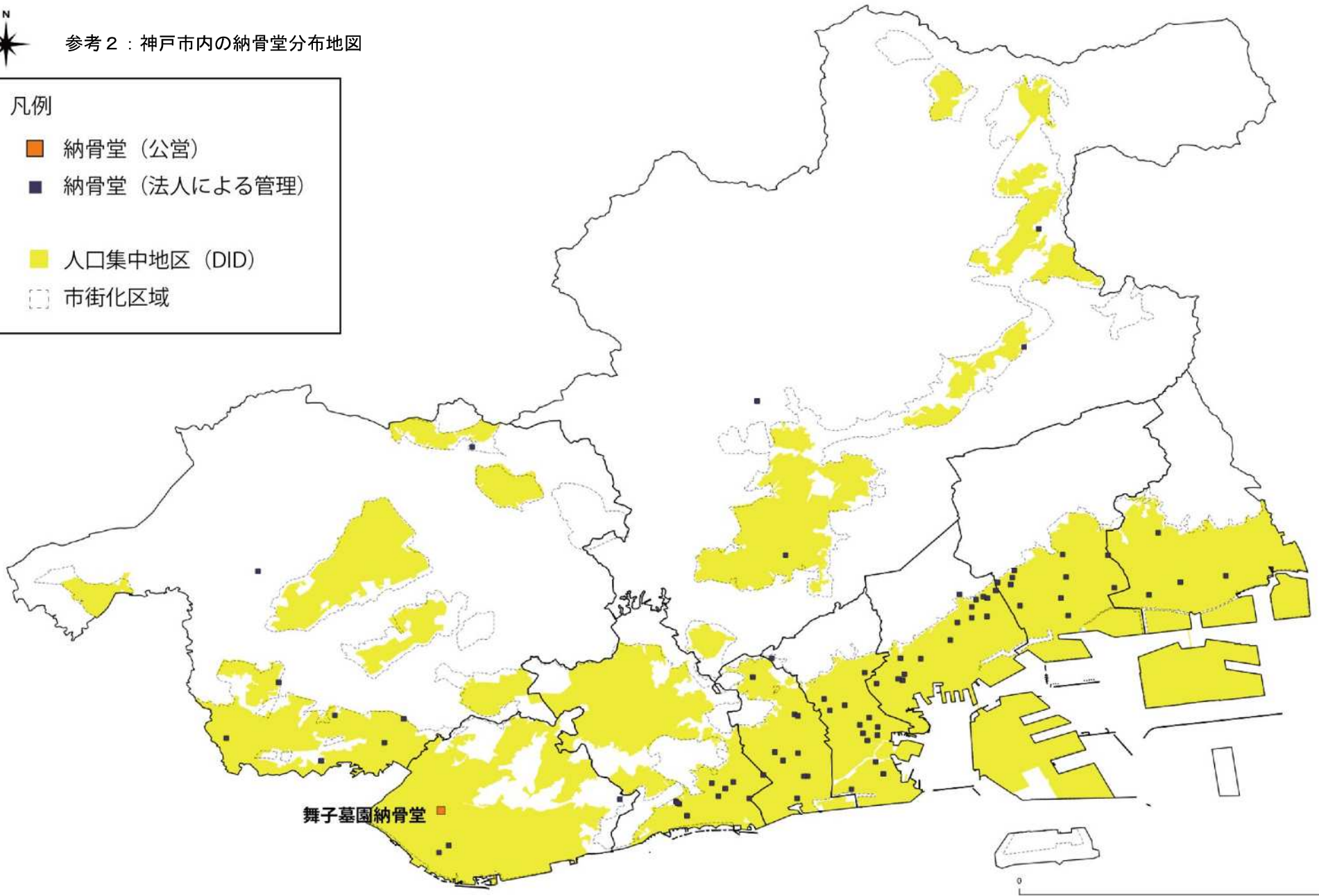




参考2：神戸市内の納骨堂分布地図

凡例

- 納骨堂（公営）
- 納骨堂（法人による管理）
- 人口集中地区（DID）
- 市街化区域



舞子墓園納骨堂

0 10 km

資料 6**今後のスケジュール (案)**

開催日程	主な検討事項
第 1 回 (令和 4 年 12 月 27 日)	(1) 墓地の対する意識の変化 (死生観・家族観・祀る意識) (2) 墓地に対するニーズの変化 (社会情勢の変化、多様化する墓地形態、墓地需要数の推計等、ネットモニターアンケート調査) (3) 市立墓園の現状と利用動向 (施設〈合葬墓・納骨堂・区画型〉、規模、区画数、応募状況、利用率、使用料、園内移動手段、老朽化した施設更新、無縁墓地)
第 2 回 (令和 5 年 2 月 2 日 予定)	第 1 回会議で出された意見・課題の整理 市立墓園の現状の分析 ・利用者アンケート結果 (利用者のニーズ、無縁化傾向) ・市立墓園利用者と民間墓地利用者の意向比較 (ネットモニターアンケート調査) ・他都市等の取り組み状況 (新たな形式や新たなサービス) など
第 3 回 (令和 5 年 3 月 17 日 予定)	今後の市立墓園のとりべき対応 (例) ・安定し永続的な墓地管理 ・管理・承継不要な墓地 (合葬墓) ・墓参しやすい墓地整備 (施設更新・園内移動手段) ・申込しやすい墓地 (小規模化・有期限化)
第 4 回 (令和 5 年 4 月 18 日 予定)	報告書素案とりまとめ

神戸市有識者会議傍聴要綱

平成 25 年 3 月 27 日
市 長 決 定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、別に定めがあるものを除くほか、本市が行政運営上の参考とするため、有識者や市民代表等の参集を求め、個々の委員の意見を聴取し、又は意見を交換するために開催する会議であって、同一名称のもとに、同一者に、複数回、継続して参集を求めることを予定しているもの（以下「有識者会議」という。）のうち、公開する会議の傍聴等に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第 2 条 会場に傍聴席を設けるものとし、傍聴席は、一般席及び記者席に分ける。

(傍聴の手続)

第 3 条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴章の交付を受け、着用しなければならない。

(傍聴章)

第 4 条 傍聴章は、会議当日所定の時間及び場所で、傍聴受付票に氏名及び連絡先を記入することにより交付する。

2 傍聴章の交付方法は、有識者会議を所管する局室区（以下「局室区」という。）において定める。

3 傍聴章の交付を受けた者は、交付を受けた日に限り、一般席で傍聴することができる。

(傍聴章の返還)

第 5 条 傍聴章の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第 6 条 一般席の傍聴人の定員は、局室区において定める。

(傍聴席に入ることができない者)

第 7 条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるものを持っている者

(傍聴人の守るべき事項)

第 8 条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てないこと。
- (3) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等の禁止)

第 9 条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、局室区の許可を得た者は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、会議を非公開とする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、有識者会議の会長その他会議の進行をつかさどる者は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議の視聴)

第13条 インターネットを通じて映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法により会議を行う場合における会議の視聴については、第2条から第12条までの規定を準用する。この場合、「傍聴」とあるものは「視聴」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

鶯越墓園全図

面積 208ha

園内墓参バス(毎日運行)

管理事務所前発着所	① 9:15	⑤ 13:20
発車時刻表	② 10:00	⑥ 14:00
	③ 10:40	⑦ 14:40
	④ 11:20	

※ただし、盆・彼岸の期間中は始発8:30～
最終16:00の間、約10～20分間隔で随時運行

墓参バス路線

盆、彼岸時は渋滞状況により
運行ルートが一部変更になる場合があります。

バス停	最寄りの墓域
1-1 水無池	水無池 さつき 新参道
2 ふじ	ふじ
3 ひらど	ひらど たちばな
4 つつじ	つつじ
5 とべら	とべら もくせい
6 つばき	つばき
7 さざんか	さざんか 芝生
8 あせび	あせび きょうちくとう
9 くちなし	くちなし
10 あじさい	あじさい
11 あかしや	あかしや
12 ぢんちようげ	ぢんちようげ しゃくなげ はくちようげ7区
13-1 さくら	さくら
14 まさき	まさき
13-2 さくら	かえで
15 ひいらぎ	ひいらぎ
16 はくちようげ	はくちようげ うつぎ はなみずき
17 鶯越合葬墓	鶯越合葬墓 きょうちくとう8・9区
18 もくれん	もくれん きりしま
19 あおき	あおき なんてん
20 ねむのき	ねむのき 堂塔 参道
21 新芝生北	新芝生
22 新芝生南	新芝生
23 ゆきやなぎ	ゆきやなぎ
1-2 水無池	水無池 さつき 新参道

※墓参バスは原則、
上記の順に停車します。

しあわせの村

交通案内

- 市バス・阪急バス** JR神戸駅、神戸高速新開地駅、地下鉄湊川公園駅から
〈南門〉65系統、150系統、158系統「鶯越駅前」下車 徒歩約5分
〈北門〉150系統、158系統「星和台口」下車 徒歩約5分
- 市バス** 三宮駅から66系統、名谷駅から120系統、新長田駅から17系統
〈西門〉「市民防災総合センター」下車 徒歩約5分
〈北門〉「星和台南」下車 徒歩約3分
- 神戸電鉄** 〈南門〉「鶯越駅」下車徒歩約10分
※タクシー乗場はありません。
(墓園管理事務所は「南門」にあります。)

〈お願い〉

- 鶯越駅前バス停から墓園へは、**地下道**をご利用ください。
- お車で西神・須磨方面へお帰りの際は、**北門**をご利用ください。



駅からは急な登り坂です。



神戸市立舞子墓園全図



交通案内

JR「垂水駅」・山陽電鉄「垂水駅」より

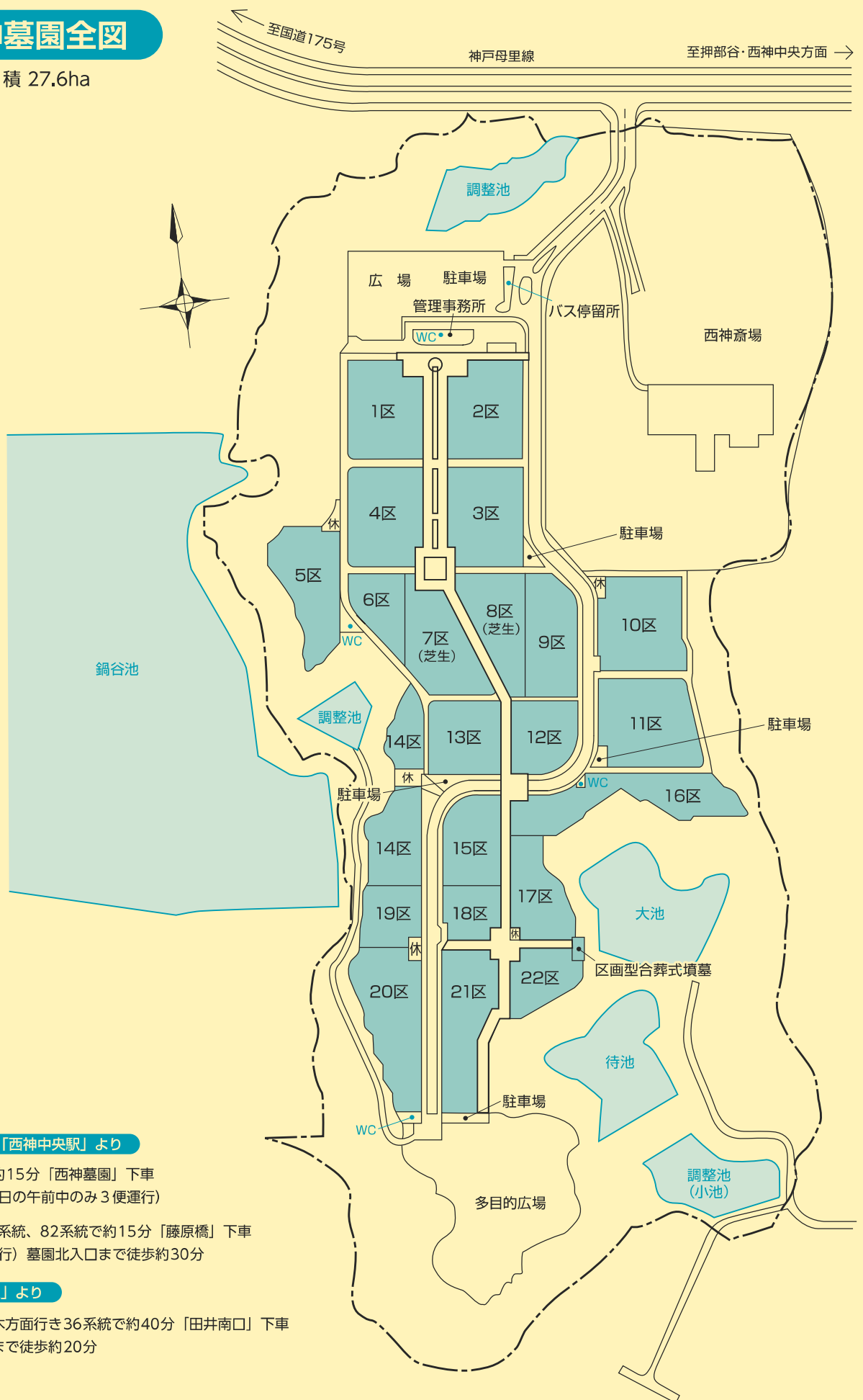
●山陽バス 2系統・4系統・8系統
「舞子墓園前」下車

市営地下鉄「学園都市駅」より

●山陽バス 48系統
●市バス・山陽バス 51系統
●市バス 171系統
「星陵高校前」下車 徒歩約10分

西神墓園全図

面積 27.6ha



交通案内

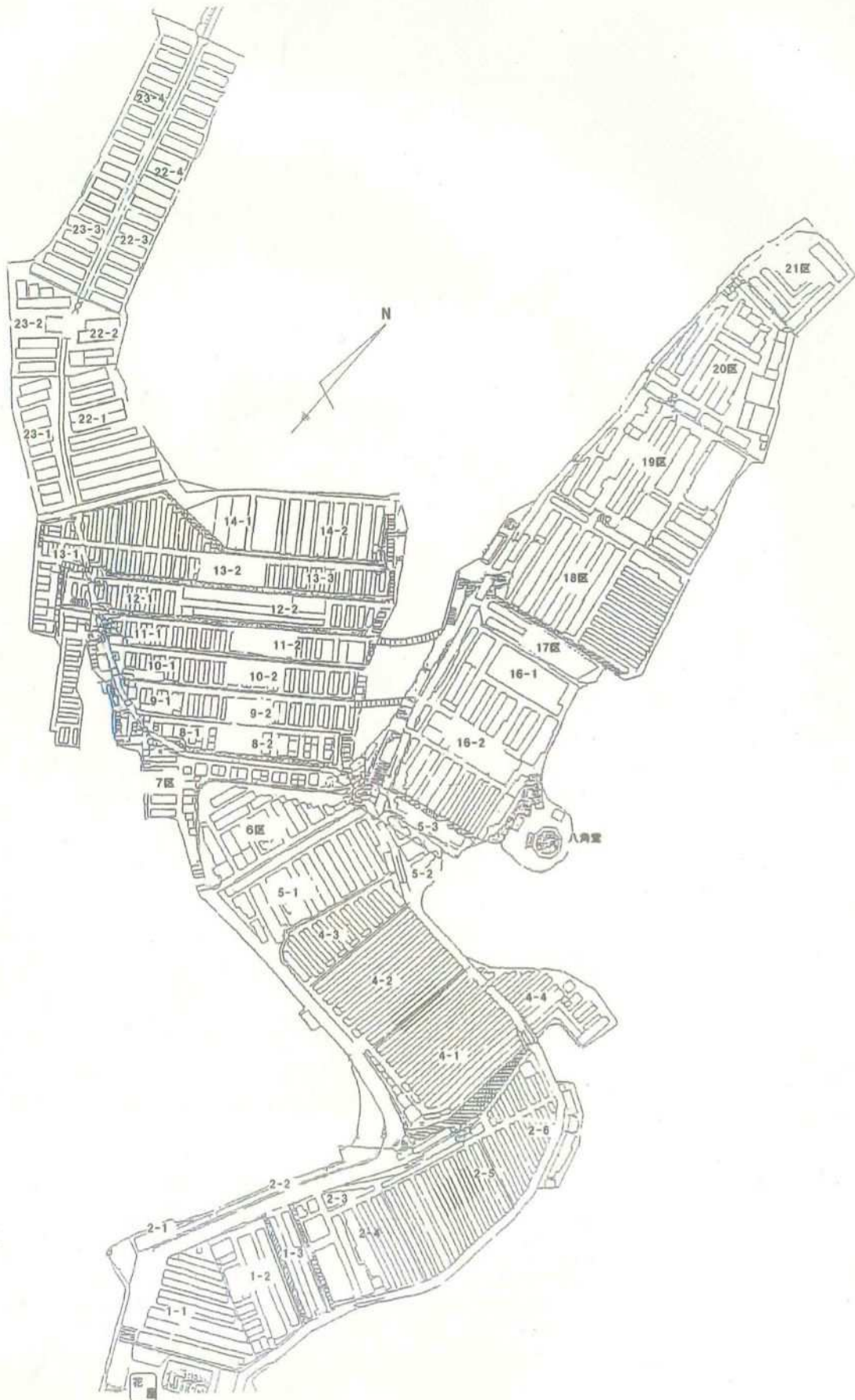
市営地下鉄「西神中央駅」より

- 神姫バスで約15分「西神墓園」下車
(土・日・祝日の午前中のみ3便運行)
- 神姫バス12系統、82系統で約15分「藤原橋」下車
(平日のみ運行) 墓園北入口まで徒歩約30分

JR「明石駅」より

- 神姫バス三木方面行き36系統で約40分「田井南口」下車
墓園北入口まで徒歩約20分

追谷墓園





合葬式墓地 正面



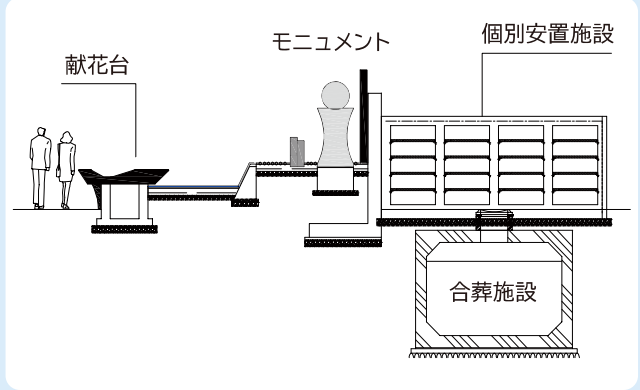
※墓参バス「⑰鶯越合葬墓」下車すぐ

お問い合わせ先

神戸市健康局斎園管理課
墓園管理センター(鶯越墓園管理事務所内)

〒652-0071
神戸市北区山田町下谷上字中一里山12番1号

078-621-5667



合葬式墓地 断面図

神戸市立鶯越墓園

鶯越合葬墓



施設の概要

申込者の資格

使用料

合葬施設

ご遺骨(焼骨)を骨袋へ納めて共同で埋蔵します。

※埋蔵した後はご遺骨を返還することができません。また、他の墓地にご遺骨を改葬することもできません。

個別安置施設

ご遺骨を骨壺等のまま個別に10年間安置します。個別安置期間を更に10年間延長する場合は、期間満了の6ヶ月前までに申し出ていただく必要があります。

※収蔵できる骨壺等の大きさ
たて200mm×よこ200mm×高さ210mm(骨壺6寸程度)以内

※合葬施設及び個別安置施設内への立ち入りはできません。

参拝スペース

- モニュメント
神戸の海と山と街並みをイメージしています。
- 献花台
こちらでお参りしていただきます。
※御焼香等、火気は使用できません。

次の要件のいずれかを満たす必要があります。

- ① 本市に引き続き6ヶ月以上住所を有する方であって、現に埋蔵又は収蔵をしようとする焼骨を所持されている方
- ② 生前に市民であった方の焼骨を所持されている方
- ③ 市立墓園の墓地又は納骨堂に埋葬、埋蔵又は収蔵している焼骨等を改葬しようとする方(使用者の死亡等により使用者に代わって改葬をしようとする方を含む。)
- ④ 本市に引き続き6ヶ月以上住所を有する満65歳以上の方で、自己の死後にその焼骨の埋蔵又は収蔵することを希望される方(合葬施設のみ申込可)

【個別安置施設】



合葬式墓地使用料

- ① 合葬施設へ直接埋蔵
1体あたり 50,000円
- ② 個別安置施設に10年間収蔵した後、合葬施設へ埋蔵
1体あたり 100,000円
※個別安置期間は、使用許可日からの年数であり、収蔵してからの年数ではありません。
- ③ 上記個別安置期間を更に10年間延長し、20年間収蔵した後、合葬施設へ埋蔵
1体あたり 50,000円
※個別安置期間満了の6ヶ月前までに申し出ていただく必要があります。

記名板使用料

1体あたり 30,000円
(大きさ:たて45mm×よこ120mm)

※記名板はご希望される方のみとなります。
記名板には、氏名及び生・没年月日を記載します。
生前申込をされた方については、埋蔵又は収蔵される際に記載します。

【記名板イメージ】

